

## 禁止物質

- 禁止物質とは

環境法規制で製造、使用等を禁止されている化学物質。用途によっては、使用が許可されている場合がある。

- ◎ 記載されている物質は「意図的含有なし」の扱いですが、指定された条件を満たすことにより除外となる場合があります。
- ◎ 各種法規制により閾値がある場合は、条件毎に定められている閾値のうちの最小値を使用します。
- ◎ chemSHERPAにより含有成分割合の確認をおこないます。
- ◎ chemSHERPA対応前、或いは公布済み法規制で適用前の物質に対し、誓約書等による確認をおこないますのでご協力願います。
- ◎ chemSHERPA対応済み物質であっても、都合により誓約書の提出を求める場合がありますのでご協力願います。

### 1. 国内法規

#### (1) 労働安全衛生法 製造禁止物質(法第55条、施行令16条)

No.	物質名	CAS No.	閾値 (ppm)	関連法規
1a	1 黄りんマッチ	-		安衛法
1a	2 ベンジジン及びその塩	92-87-5(代表)		安衛法
1a	3 4-アミノピフェニル及びその塩	92-67-1(代表)		安衛法
1a	4 石綿(アスベスト類) ※1	禁止-1	1000	安衛法
1a	5 4-ニトロジフェニル及びその塩	92-93-3(代表)		安衛法
1a	6 ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1		安衛法
1a	7 β-ナフチルアミン及びその塩	91-59-8(代表)		安衛法
1a	8 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5パーセントを超えるもの	-		安衛法

※1:天然鉱物の内、ブルーサイト、パーミキュライト、タルク、マイカ、ワラストナイトについては、石綿不含有証明書等の提出が必要となります。

### (2) 化審法

#### 第一種特定化学物質一覧

番号	物質名	指定日
1	ポリ塩化ビフェニル	昭和49年 6月10日
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	昭和54年 8月20日
3	ヘキサクロロベンゼン	(※1)
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタナフタレン(別名アルドリン)	昭和56年10月12日
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタナフタレン(別名ディルドリン)	
6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタナフタレン(別名エンドリン)	
7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	昭和61年 9月17日
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)	
9	ビス(トリブチルスズ)オキシド	平成 2年 1月 6日
10	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	平成13年 1月 6日
11	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	平成14年 9月 4日
12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンシクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン)	
13	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン(別名マイレックス)	平成17年 4月 1日
14	2, 2, 2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	
15	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	(※2)
16	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	平成19年11月10日
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)	
19	ペンタクロロベンゼン	
20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	

21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	平成22年 4月 1日
22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	
23	デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン-5-オン(別名クロルデコン)	
24	ヘキサブロモビフェニル	
25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル)	
26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	
27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	
28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	
29	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	平成26年 5月 1日
30	ヘキサブロモシクロドデカン	
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	平成28年 4月 1日
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	平成30年 4月 1日
33	1・1'-オキシビス(2・3・4・5・6-ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル)	
34	ペルフルオロオクタ酸(別名PFOA)又はその塩	令和3年10月22日

※1:ただし、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの指定日は平成28年4月1日。

※2:ただし、2, 2, 2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノールの指定日は令和3年10月22日。

## 2. 欧州・米州

### (1) RoHS 環境負荷物質

No.	物質名	閾値	運用開始日(カテゴリ-9)
1	カドミウム	0.01wt%	2019年7月22日 (※1)
2	鉛	0.1wt%	
3	水銀	0.1wt%	
4	六価クロム	0.1wt%	
5	ポリブロモビフェニル(PBB)	0.1wt%	
6	ポリブロモビフェニルエーテル(PBDE)	0.1wt%	
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	0.1wt%	
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	0.1wt%	
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	0.1wt%	
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	0.1wt%	

※1:RoHS2指令の本案に関する適用日。2015年6月に制限物質4種追加(計10種)として公布されている。

### (2) REACH 制限対象物質

No.	CAS No.	物質名	制限用途	除外用途
1	-	ポリ塩化ターフェニル類 Polychlorinated terphenyls (PCTs)	物質及び含有率が50mg/kg(0.05重量%)を超える廃油を含む調剤、機器の上市及び使用禁止	
2	75-01-4	クロロ-1-エチレン(塩化ビニルモノマー)	エアゾルの噴射剤として使用してはならない 噴射剤としての物質を含むエアゾル容器を上市してはならない	
3	-	以下の物質または調剤 ・1999/45/ECにおける定義によって危険とみなされるもの ・(EC)No.1272/2008の付属書 I の特定ハザードクラスに分類されるもの	(1) 以下に使用してはならない ・光の効果及び色彩効果を生じさせることが意図される装飾用品(例:装飾ランプ、灰皿) ・トリック用品、ジョーク用品 ゲームまたは装飾的な要素がそのように使用されることが意図されるもの (2) 上記事項に準拠しない成形品は上市してはならない (3) 以下でそれらが着色剤や香料またはその両方を含有する場合、上市してはならない ・一般向け装飾オイルランプの燃料 ・呼吸器への障害を示すもの(R65またはH304と表示されたもの) (4) 一般向け装飾オイルランプを上市してはならない	(4) GEN規格の装飾オイルランプ(EN14059)

5	71-43-2	ベンゼン	(1) 玩具または玩具の部品重量中で5mg/kg(0.0005重量%)を超える場合、使用してはならない (2) (1)項に準拠しない玩具または玩具の一部は上市してはならない (3) 物質またはその他の物質の構成要素や調剤に0.1重量%以上の濃度で含まれる場合、使用及び上市してはならない	(3) -98/70/ECの対象とされる自動車燃料 -現行法で定められた量を超えるベンゼンの排出が見込まれる工業プロセスでの使用のための物質及び調剤 -0.1容積%以下の消費者使用で上市される天然ガス
6	12001-28-4 12172-73-5 77536-67-5 77536-66-4 77536-68-6 12001-29-5 132207-32-0	アスベスト繊維類 (a) Crocidolite (b) Amosite (c) Anthophyllite (d) Actinolite (e) Tremolite (f) Chrysotile	(1) 繊維及び意図的に加えられたこれらの繊維を含有する製品の上市と使用は禁止される	(1) クリソタイル: 既存の電気分解設備のための隔膜を使用終了迄又は代替化するまで2005年1月1日以前に既に設置または使用中のアスベスト繊維を含む成形品の使用はそれらが処分されるまで、または耐用年数に至るまで許可される
7	545-55-1	トリス(1-アジリジニル) ホスフィンオキシド	(1) 皮膚と接触されることが予測される衣類、下着、及びリネン製品のような織物製品に使用してはならない (2) (1)項に準拠しない成形品は上市してはならない	
8	59536-65-1	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB)	(1) 皮膚と接触されることが予測される衣類、下着、及びリネン製品のような織物製品に使用してはならない (2) (1)項に準拠しない成形品は上市してはならない	
9	68990-67-0 - - 92-87-5 552-89-6 -	セッケンボクの粉末及びサポニンを含むその誘導体類 Hellebours viridis及びHellebours nigerの根の粉末 Vetarum album及びVetatrum nigrumの根の粉末 ベンジジンまたはその誘導体類 O-ニトロベンズアルデヒド 木の粉	(1) くしゃみ粉末や悪臭弾の成分のようにジョークやいたずらまたはそのように使用が意図されるものへの使用及びそのような成形品は上市してはならない	(1) 含有量が1.5mlを超えない悪臭弾は許容することができる
10	12135-76-1 12124-99-1 9080-17-5	硫化アンモニウム 硫化水素アンモニウム ポリ硫化アンモニウム	(1) くしゃみ粉末や悪臭弾の成分のようにジョークやいたずらまたはそのように使用が意図されるものへの使用及びそのような成形品は上市してはならない	(1) 含有量が1.5mlを超えない悪臭弾は許容することができる
11	- 96-32-2 105-36-2 35223-80-4 18991-98-5	揮発性のプロモ酢酸エステル類 プロモ酢酸メチル プロモ酢酸エチル プロモ酢酸プロピル プロモ酢酸ブチル	(1) くしゃみ粉末や悪臭弾の成分のようにジョークやいたずらまたはそのように使用が意図されるものへの使用及びそのような成形品は上市してはならない	(1) 含有量が1.5mlを超えない悪臭弾は許容することができる
12	91-59-8	2-ナフチルアミン及びその塩類	(1) 物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用または上市してはならない	
13	92-87-5	ベンジン及びその塩類	(1) 物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用または上市してはならない	
14	92-93-3	4-ニトロビフェニル	(1) 物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用または上市してはならない	
15	92-67-1	4-アミノビフェニル及びその塩類	(1) 物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用または上市してはならない	
16	598-63-0 1319-46-6	炭酸鉛類 中性無水炭酸塩 ビス(炭酸)二水酸化三鉛	(1) 塗料としての使用が意図される物質及び調剤の成分として使用または上市してはならない	(1) ILO協定13の規定に従って自国領土内で使用、上市される場合
17	7446-14-2 15739-80-7	硫酸鉛類 PbSO4 PbxSO4	(1) 塗料としての使用が意図される物質及び調剤の成分として使用または上市してはならない	(1) ILO協定13の規定に従って自国領土内で使用、上市される場合
18	-	水銀化合物 Mercury compounds	物質及び調剤の成分として以下の用途に使用されてはならない ①微生物、動物による汚染を防止する目的の為の ・ボートの外皮 ・船舶、魚介類に使用されるケージ、フロート、ネット及び機器 ・完全にまたは部分的に水中に浸された機器 ②木材防腐剤 ③工業用織布及び糸の製造が意図される含浸処理 ④用途に関わらず、工業用水の処理	

18a	7439-97-6 水銀 Mercury	(1) 以下の用途で上市してはならない ①体温計 ②一般向けのその他の測定装置(圧力計、バロメーター、血圧計、体温計以外の温度計) (2) 工業用や職業的使用者向けに以下の水銀を含んだ測定装置を2014年4月10日以降上市してはならない ①気圧計 ②湿度計 ③圧力計 ④血圧計 ⑤プレチスモグラフィに用いられるひずみゲージ ⑥張力計 ⑦温度計や他の非電気式温度測定装置 (3) 工業用や職業的使用者向けに以下の水銀を使用した測定装置を2014年4月10日以降上市してはならない ①水銀比重瓶 ②軟化点を測定するための水銀計量装置	①②2009年4月3日以前に流通している測定装置には適用されない。 しかし加盟国ではそのような製品の上市を制限又は禁止する可能性がある ②2007年10月3日時点で50年以上経過した測定装置 2009年10月3日までのバロメーター(上記測定装置中のバロメーターを除く) ①～⑦2007年10月3日時点で50年以上経過した測定装置 文化や歴史を目的に公共の展示会で陳列された測定装置 ④2012年10月10日時点で継続している疫学研究 水銀フリー血圧計の臨床妥当性検査の参照標準 ⑦水銀式温度計を利用することを要求した標準による性能検査での使用(2017年10月10日迄) 白金抵抗温度計の校正で利用される水銀3重点セル ①②2007年10月3日時点で50年以上経過した測定装置 文化や歴史を目的に公共展示会で陳列された測定装置
19	-	ヒ素化合物 Arsenic compounds (1) 以下の使用が意図される物質及び調剤の成分として使用及び上市してはならない -微生物、動物による汚染を防止する目的の為の -船舶、魚介類に使用されるケージ、フロート、ネット及び機器 (2) 用途に関わらず、工業用水の処理に際して意図される用途 (3) 木材防腐剤、さらにそれによって処理された木材(除外規定有り) (4) (3)項免除処置の条件を満たしても以下の用途に使用してはいけない ・住居用または家庭用構造物 ・反復的な皮膚接触のリスクがある用途 ・海水域への使用 ・家畜飼育柵用支柱及び構造物向け以外の農業用途 ・処理木材が人及び動物に消費される製品と接触する可能性がある	・2007年9月30日以前に流通または(3)項の除外項目に従い上市されたヒ素で処理された木材 ・2007年9月30日以前に流通または(3)項の除外規定に従って上市されたタイプCのCCA及び加盟国で許可されたその他のCCAで処理された木材は(3)項の除外規定②、③及び(4)項に従って使用及びリリース、上市出来る (3) 木材の保存処理のための物質及び調剤について ・銅、クロム、砒素タイプCの無機化合物溶液で真空または加圧により注入処理され、産業用施設でのみ使用し98/8/EC article5に認可されている場合 ・処理された木材が構造的に良い状態に保たれ一般公衆による皮膚接触がおこりそうもない場合 ・「ヒ素含有」「手袋、防塵マスク、保護めがね着用」等の警告ラベル要
20	-	有機スズ化合物 Organostannic compounds (1) 自由解離型塗料中の殺生物材としての物質、調剤 (2) 以下の殺生物剤としての用途の物質、調剤 ・全ての船舶 ・魚介類の養殖用に使用されるケージ、フロート ・完全または部分的に水中に浸される機器 (3) 工業用水の処理 (4) 三置換有機スズ化合物 (a)2010年7月1日以降スズ換算で0.1重量%以上のTBTやTPTなどの三置換有機スズ化合物を含有している成形品は使用できない (b)2010年7月1日以降(4)(a)に適合しない成形品は上市出来ない (5) ジブチルスズ化合物(DBT) (a)2012年1月1日以降スズ換算で0.1重量%以上含有する調剤や一般向け成形品やその部品の使用を禁止 (b)2012年1月1日以降(5)(a)に不適合な成形品は上市出来ない (6) ジオクチルスズ化合物(DOT) (a)スズ換算で0.1重量%以上のDOTを含有する一般向けの下記成形品及びその部品は、2012年1月1日以降使用できない ・肌に触れる服飾品 ・グローブ ・肌に触れる靴や靴下類 ・壁や床材 ・子供用用品 ・女性用衛生用品 ・おむつ ・2剤型室温加硫型キット(RTV-2)	(4) (b)2010年7月1日以前に既に使用されている成形品 (5) (b)2012年1月1日以前に既に使用されている成形品 (5) (a)(b)2015年1月1日まで以下は適用されない ・1剤と2剤が室温で加硫するシーラント剤や接着剤(RTV-1やRTV-2シーラント) ・DBTを触媒として含有している塗料やコーティング剤を成形品に適用している場合 ・硬質PVCとの共押出製品のいかに拘らずソフト塩化ビニルの特徴をもつ製品 ・安定剤としてDBT化合物を含有するPVCで被覆された織物をアウトドア用品に適用する場合 ・屋外の雨どい、排水路、配水管や屋根や外観用のカバー剤 (5) No1935/2004及び2004年10月27日の評議会で規制された食品に直接接触する材料や成形品 (6) (b)2012年1月1日以前に既に使用されている成形品

21	75113-37-0	ジ-μ オキソ-ジ-ブチルスズヒドロキシボラン (DBB)	(1) 物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用または上市してはならない	(1) 0.1%以上の濃度でもはや特別の作用を示さなくなるような最終製品に転化されることのみが意図される場合
23	7440-43-9	カドミウム Cadmium	<p>(1) 以下の合成有機ポリマーで生産された調剤、成形品に使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリ塩化ビニル(PVC)</li> <li>・ポリウレタン(PUR)</li> <li>・着色されたマスターバッチの生産に使用される低密度ポリエチレン以外の低密度ポリエチレン</li> <li>・酢酸セルロース(CA)</li> <li>・酢酸酪酸セルロース(CAB)</li> <li>・エポキシ樹脂</li> <li>・メラニン-ホルムアルデヒド樹脂(MF)</li> <li>・尿素-ホルムアルデヒド樹脂(UF)</li> <li>・不飽和ポリエステル類(UP)</li> <li>・ポリエチレンテレフタレート(PET)</li> <li>・ポリブチレンテレフタレート(PBT)</li> <li>・透明/汎用ポリスチレン</li> <li>・アクリロニトリル=メタクリル酸メチル(AMMA)</li> <li>・架橋ポリエチレン(VPE)</li> <li>・耐衝撃性ポリスチレン</li> <li>・ポリプロピレン(PP)</li> </ul> <p>上記のプラスチック材料から製造される調剤、成形品に0.01重量%以上の含有率で上市してはならない。</p> <p>(2) 塗料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム含有量(Cd金属)0.01重量%以上のコード「3208」「3209」の塗料を使用又は上市してはならない(コードは理事会規則2658/87の付属書 I 参照)</li> <li>・カドミウム含有量(Cd金属)0.1重量%以上の塗料で塗装した成形品を上市してはならない。</li> </ul> <p>(3) 以下にあげられる分野/適用範囲で用いられるカドミウムメッキをした製品及びその部品に使用してはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品生産」、「農業」、「冷却及び冷凍」、「印刷及び製本」で使用される機械</li> <li>・「家庭用品」、「家具」、「衛生陶器」、「集中冷暖房装置」の製造で使用される機器及び機械</li> <li>・「紙及び紙板」、「織物及び衣料」の製造で使用される機器及び機械</li> <li>・「産業用機器と設備」、「道路及び農業用車両」、「鉄道車両」、「船舶」、の製造で使用される機器及び機械</li> </ul> <p>(4) カドミウム含有量(Cd金属)0.01重量%以上のロウ材を使用及び上市してはならない</p> <p>(5) 0.01重量%以上のカドミウム金属を含む以下は使用及び上市してはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宝飾品製作用の金属ビーズ、金属品</li> <li>・ブレスレット、ネックレス、リング、腕時計、リストウエアー、ブローチ、カフス等の宝飾品</li> </ul>	<p>(1) ・安全上の理由により着色される製品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年1月以前に上市された成形品</li> <li>・廃棄されたPVCにより製造された調剤</li> <li>・以下の用途で回収PVCを含有する調剤・成形品に対して、カドミウム含有量(Cd金属)0.1重量%を超えないものは適用されない(回収PVCマークを付けること)</li> <li>(a)建築で使用されるプロファイルと硬いシート</li> <li>(b)ドア、窓、シャッター、壁、ブラインド、フェンス、ドアとい</li> <li>(c)デッキ、テラス</li> <li>(d)ケーブルダクト</li> <li>(e)非飲料用パイプ</li> </ul> <p>(2) 安全上の理由により着色される製品</p> <p>(3) 高度の安全性基準を要求される航空、宇宙、採鉱、海洋及び原子力の諸分野</p> <p>道路走行用、農業用車両や鉄道車両、及び船舶における安全装置とその構成部品</p> <p>あらゆる産業部門で使用されている電気接点を設置している装置に対して要求される信頼性を確実にする為に必要である場合</p> <p>(4) 防衛と宇宙用途及び安全性の理由</p> <p>(5) ・2012年1月以前に上市された成形品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年1月から50年以上前の宝飾品</li> </ul>
24	76253-60-6	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン Monomethyl - tetrachlorodiphenyl methane Trade name: UgilEC 141	1994年6月14日からはこの物質、この物質を含む調剤、及び製品としての使用は禁止	1994年6月18日時点で既に稼働中の設備及び機械類とその保守
25	-	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (UgilEC121) Monomethyl-dichloro-diphenyl methane Trade name: UgilEC 121UgilEC 21	物質並びのこの物質を含有する調剤及び製品の上市は禁止	
26	99688-47-8	モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタンブロモベンジルブ ロモトルエン,異性体混合物 Monomethyl-dibromo-diphenyl methane bromobenzylbromotoluene, mixture of isomers Trade name: DBBT	物質並びのこの物質を含有する調剤及び製品の上市は禁止	

27	7440-02-0	ニッケル及びその化合物	(1) 以下で使用してはならない (a) ピアス穴を開けた人体に挿入される全てのポストアセンブリー (b) 以下のような、直接かつ長時間にわたり皮膚と接触することが想定される成形品にびてニッケルの放出速度が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ を超える場合 ・イヤリング ・ネックレス、アンクレット、指輪 ・ブレスレット ・腕時計 ・衣服のジッパー、リベット、及び金属性マーク (c) (b)に挙げたような成形品で、ニッケルでないコーティングが施されていてもニッケルの放出速度が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ を超える場合 (2) (1)の対象である成形品はそれらが(1)の要素に適合していない限り、上市してはならない	(1) (a)ニッケル放出速度が $0.2 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ 未満(移動限界)
28	-	規則 (EC)No.1272/2008の付属書VIのPart3に記載されている発癌性物質カテゴリ1A, 1Bとして分類されている以下に記載される物質(Appendix1及び2参照): -発癌性物質カテゴリ1A (Carc.1A) -発癌性物質カテゴリ1B (Carc.1B)	一般向け用途において物質及び調剤における個々の濃度が下記以上であるとき物質及びその他の物質や調剤の成分として使用及び上市してはならない-規則 (EC)No.1272/2008の付属書IVのPart33に規定された濃度 -1999/45/ECに規定されている濃度 (EC)No.1227/2008の規定がない場合)	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用と動物用医薬品 ・76/768/EECにより定義される化粧品 ・以下の燃料と油の製品 -98/70/ECの対象外とされる自動車燃料 -可動式または固定式燃焼装置で燃料として使用される鉱油製品 -密閉状態で販売される燃料(例えば: 液体ガスボンベ) ・1999/45/ECの対象とされる絵の具
29	-	規則 (EC)No.1272/2008の付属書VIのPart3に記載されている変異原性カテゴリ1A, 1Bとして分類されている以下に記載される物質(Appendix3及び4参照): -変異原性物質カテゴリ1A (Muta.1A) -変異原物質カテゴリ1B (Muta.1B)	一般向け用途において物質及び調剤における個々の濃度が下記以上であるとき物質及びその他の物質や調剤の成分として使用及び上市してはならない-規則 (EC)No.1272/2008の付属書IVのPart33に規定された濃度 -1999/45/ECに規定されている濃度 (EC)No.1227/2008の規定がない場合)	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用と動物用医薬品 ・76/768/EECにより定義される化粧品 ・以下の燃料と油の製品 -98/70/ECの対象外とされる自動車燃料 -可動式または固定式燃焼装置で燃料として使用される鉱油製品 -密閉状態で販売される燃料(例えば: 液体ガスボンベ) ・1999/45/ECの対象とされる絵の具
30	-	規則 (EC)No.1272/2008の付属書VIのPart3に記載されている生殖毒性物質カテゴリ1A, 1Bとして分類されている以下に記載される物質(Appendix5及び6参照): -生殖毒性物質カテゴリ1A (Repr.1A) -生殖毒物質カテゴリ1B (Repr.1B)	一般向け用途において物質及び調剤における個々の濃度が下記以上であるとき物質及びその他の物質や調剤の成分として使用及び上市してはならない-規則 (EC)No.1272/2008の付属書IVのPart33に規定された濃度 -1999/45/ECに規定されている濃度 (EC)No.1227/2008の規定がない場合)	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用と動物用医薬品 ・76/768/EECにより定義される化粧品 ・以下の燃料と油の製品 -98/70/ECの対象外とされる自動車燃料 -可動式または固定式燃焼装置で燃料として使用される鉱油製品 -密閉状態で販売される燃料(例えば: 液体ガスボンベ) ・1999/45/ECの対象とされる絵の具
31	8001-58-9 61789-28-4 84650-04-4 90640-84-9 65996-91-0 90640-80-5 65996-85-2 8021-39-4 122384-78-5	クレオソート: 洗浄油 クレオソート油: 洗浄油 石油留出物(コールタール): ナフタレン油類 クレオソート油、アセナフレン留分: 洗浄油 留出物(コールタール)、高温留出分: 重アントラセン油 アントラセン油 タール油、アルカリ製、粗製フェノール クレオソート、木質 アルカリ性低温留出タール油、抽出残渣	(1) 木材の処理に使用されてはならないまたそれによって処理された木材を上市してはならない (2) 右記場外規定は以下の用途には適用されない ・建物内での使用 ・玩具での使用 ・運動場での使用 ・公園、庭園等、皮膚との直接接触がありうるレジャー施設 ・ピクニック用卓などの庭園用家具 ・育成目的の容器 ・人、または動物による消費を意図された原料、中間製品及びその梱包材	(1) 物質及び調剤で、以下の濃度で含有し産業用施設においてまたは職業的専門家により木材処理のために使用することができる ・ベンゾ-a-ピレンの濃度が0.005重量%未満 ・かつ水抽出性のフェノールの濃度が3重量%未満 (2) 産業的施設において職業的専門家により処理された木材の上市は以下の産業的、職業専門的な用途にて許可される ・鉄道 ・送電、電気、通信 ・柵用、農業目的 ・港湾並びに水路用
32	67-66-3	クロロホルム	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/68/EECにより定義される化粧品
34	79-00-5	1,1,2トリクロロエタン	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/68/EECにより定義される化粧品

35	79-34-5	1,1,2,2テトラクロロエタン	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/68/EECにより定義される化粧品
36	630-20-6	1,1,1,2テトラクロロエタン	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/68/EECにより定義される化粧品
37	76-01-7	ペンタクロロエタン	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/68/EECにより定義される化粧品
38	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	一般向けの販売用または表面クリーニング及び織物のクリーニング用途のような拡散性用途で上市される物質及び調剤中に0.1重量%以上の濃度で使用してはならない	・2001/82/ECと2001/83/ECによって定義される医療用または獣医用製品 ・76/68/EECにより定義される化粧品
40	-	規則 (EC)No.1272/2008の付属書VIのPart3に記載されているかいないかに関わらず、以下に分類されている物質・調剤 ①物質 ・可燃性ガスの分類1または2 ・可燃性液体の分類1、2または3 ・可燃性固体の分類1、または2 ②水に接触して以下を発生させる物質または調剤 ・可燃性ガスの分類1,2または3 ・自然発火液体の分類1 ・自然発火固体の分類1	(1) 以下のような一般向けの娯楽及び装飾的を目的としたエアロゾル容器内に物質や調剤として使用及び上市してはならない ・装飾を主用途としたメタルグリッター ・人工雪と霜 ・ブーブークッション ・シリーストリングエアロゾル(中の物質が空中でひも状になるスプレー) ・イミテーションの排泄物 ・パーティー用のクラクション ・装飾用のフレークと泡 ・人工のクモの巣 ・悪臭弾	・75/324/EECのArticle8((1a))
41	67-72-1	ヘキサクロロエタン Hexachloroethane	非鉄金属の製造または加工に使用及び上市してはならない	
43	-	アゾ色素及びアゾ染料	(1)特定芳香族アミンが 30mg/kgを超える濃度で生ずる可能性がある場合、人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある次のような織物製及び皮革製アーティクルには使用してはならない ・衣類、寝具、タオル、ヘアピース、かつら、帽子、おむつ、衛生用品、寝袋 ・履物、手袋、腕時計バンド、ストラップ、ハンドバック、財布、いすカバー、手提げかばん、首に掛ける財布 ・織物製または皮革製玩具、並びに織物製、または皮革製衣類を含んだ玩具 ・最終消費者による使用が意図された糸及び織物 (2) (1)の対象である成形品は、それらが(1)の要求に適合しない限り、上市してはならない (3) 物質または調剤の成分として0.1重量%より濃い濃度では織物製品及び皮革製アーティクルを着色する目的の物質。調剤に使用及び上市してはならない	
45	-	ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体 C12H2Br8ODiphenylether, octabromo derivative C 12 H 2 Br 8 O	(1) 物質として、または0.1重量%より高い濃度で物質もしくは調剤の成分として上市または使用してはならない (2) アーティクルはそのものまたはその難燃化された部分が本物質を0.1重量%より高い濃度で含有する場合、上市してはならない	(2) 2004年8月15日以前から社会で使用されている成形品 2002/95/ECの範囲の中の電気・電子機器
46	25154-52-3 -	ノニルフェノール C6H4 (OH)C9H19 ノニルフェノールエトキシラート (C2H4O)nC15H24O	以下の目的のために物質としてまたは0.1重量%以上の調剤の成分として上市及び使用してはならない ①産業用及び公共施設用洗濯(除外用途あり) ②家庭用洗濯 ③織物及び皮革加工(除外用途あり) ④農業用乳首浸漬液における乳化剤 ⑤金属加工(除外用途あり) ⑥パルプ及び紙の製造 ⑦化粧品 ⑧パーソナルケア製品(除外用途あり) ⑨農業及び殺生物中の補助配合剤	①-洗浄液がリサイクルまたは焼却れる閉鎖系でのドライクリーニング -洗浄液がリサイクルまたは焼却される特殊処理を含むクリーニングシステム ③-廃水中への放出がない皮革加工 -有機成分を完全に除去するためにプロセス水が前処理される特殊処理を含むシステム(羊皮の脱脂) ⑤-洗浄液がリサイクルまたは焼却される制御された閉鎖系の金属加工システム ⑧殺精子薬剤
46a	-	ノニルフェノールエトキシラート (C2H4O)nC15H24O	2021年2月3日以降、通常のライフサイクルで水洗いされることが合理的に予見でき、全体又は個別の含有密度が0.01重量%以上の織物成形品は上市してはならない。	・中古品 ・ノニルフェノールエトキシラートを使用しないで、主に回収した織物を使用して新たに製造したもの

47	-	六価クロム化合物類	(1) セメントの総乾燥重量中に2mg/kg(0.0002%)以上の可溶性の六価クロム化合物が含有及び溶解しているセメントやセメント調剤は上市及び使用してはならない(適合しているかはCEN規格の試験方法を利用すべきである)。 (2) 還元剤を使用している場合、セメントまたはセメントを含む調剤のパッケージに梱包日付、貯蔵条件、貯蔵期間、適切な還元剤活性維持及び(1)項に表示された制限内の可溶性六価クロムの含有量を表示しなければならない (3) 皮膚と接触するようになる革成形品は、革の乾燥質量の3mg/kg(0.0003%)以上の六価クロムを含有したものを上市してはならない (4) 皮膚と接触するようになる革部品を含む成形品は革部品の乾燥重量3mg/kg(0.0003%)以上の六価クロムを含有したものを上市してはならない	(1)(2) セメントまたはセメントを含む調剤が閉鎖系の完全自動化された機械によって扱われ、皮膚への接触の可能性が全くない場合。  (3)(4) 2015年3月1日以前に連合内で最終消費者に中古で上市されたもの
48	108-88-3	トルエン	一般に販売されることを意図する接着剤またはスプレー塗料中に物質としてまたは0.1重量%以上の濃度で調剤の成分として上市及び使用してはならない	
49	120-82-1	トリクロロベンゼン	物質として、または0.1重量%以上の濃度で調剤の成分として上市又は使用してはならない	・合成の中間体 ・塩素化反応の閉鎖系プロセス中の溶媒 ・1,3,5-トリニトロ-2,4,6-トリアミノベンゼンの製造(TATBの製造)
50	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	多環式芳香族炭化水素 (PAH) ベンゾ[a]ピレン (Bap) ベンゾ[e]ピレン (Bep) ベンゾ[a]アントラセン (BaA) クリセン (CHR) ベンゾ[b]フルオランテン (BbFA) ベンゾ[i]フルオランテン (BjFA) ベンゾ[f]フルオランテン (BKFA) ジベンゾ[a,h]アントラセン (DGAAh)	(1) 2010年1月1日よりエクステンダー油は以下の物を含有する場合、上市してはならない。タイヤまたはタイヤ部品の製造に使用してはならない。 ・1mg/kg以上のBapまたは ・10mg/kg以上のリスト掲載された全ての多環式芳香族炭化水素類(PAHs)の合計 (2) 2010年1月1日以降、(1)項に適合しないタイヤ及び再生トレッド(滑り止めは上市してはならない) (3) リストにあるPAHを1mg/kg(0.0001%)以上含有し、通常や十分に予想できる使用条件で、直接皮膚や口腔に長期や繰り返し接触するゴムやプラスチック部分を含む成形品を一般大衆向けに上市してはならない。(2015年12月27日から適用) (4) リストにあるPAHを0.5mg/kg(0.00005%)以上含有し、通常や十分に予想できる使用条件で、直接皮膚や口腔に長期や短期反復接触するゴムやプラスチック部分を含む玩具(含む運動・育児用)を上市してはならない。(2015年12月27日から適用)	(1)(2)以下の車以外で使用されるタイヤ ・2007/46/ECが適用される自動車及びそのトレーラー ・2003/37/ECが適用される農業・林業トラクター及びそのトレーラーや機材 ・2002/24/ECが適用される2、3輪車
51	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	以下のフタル酸エステル類 (a)フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) (b)フタル酸ジブチル(DBP) (c)フタル酸ベンジルブチル(BBP) (d)フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1. 玩具中に、可塑化した材料の0.1重量%以上の濃度で、物質として又は混合物として、個別に又はこの見出しの欄1に掲げるフタル酸エステルの任意の組み合わせで使用してはならない。 2. 可塑剤の0.1重量%以上の濃度で、玩具や育児用品に、個別に、またはこのエントリーの第1列に記載されている最初の3つのフタル酸エステルの組み合わせで、市場に投入してはならない。さらにDIBPは2020年7月7日以降、個別に、またはこのエントリーの1列目にリストされている最初の3つのフタル酸エステルとの組み合わせで、可塑化材料の重量0.1%以上の濃度で市場に出すことはできない。 3. 2020年7月7日以降に、個別に、またはこのエントリーの1列目にリストされているフタル酸エステルの組み合わせで、可塑化材料の0.1重量%以上の濃度で市場に出すことはできない。 5. 段落1、2、3および4(a)の目的のために、 (a)「可塑化材料」とは、以下の均質材料のいずれかを意味します。 - ポリ塩化ビニル(PVC)、ポリ塩化ビニリデン(PVDC)、ポリ酢酸ビニル(PVA)、ポリウレタン、 - シリコーンゴム及び天然ラテックスコーティングを除く、他のポリマー(とりわけ、ポリマーフォーム及びゴム材料を含む) - 表面コーティング、滑り止めコーティング、仕上げ、デカール、印刷デザイン、 - 接着剤、シーラント、塗料、インク (b)「ヒトの皮膚との長期接触」とは、1日に10分を超える継続的接触、または30分以上の断続的接触を意味する。 (c)「保育用品」とは、睡眠、リラクゼーション、衛生、子供の授乳または子供の側での吸引を促進することを目的としたあらゆる製品を意味するものとする。 6. パラグラフ4(b)の目的において、「航空機」とは以下のいずれかを意味する。 (a) 規則 (EC)No 216/2008に基づいて発行された型式証明書に従って、または国際民間航空機関(ICAO)の締約国の国内規則に基づいて発行された設計承認に従って製造された民間航空機。1944年12月7日にシカゴで署名された、国際民間航空条約の附属書8に基づいて、ICAO締約国によって耐空証明書が発行された。 (b) 軍用機。 ※2018/12/18修正	4. 第3項は、以下には適用されない。 (a) 可塑化された材料がヒトの粘膜と接触したり、ヒトの皮膚と長期間接触したりしないことを条件とする、工業用または農業用、または屋外での使用専用の物品。 (b) 2024年1月7日より前に市場に出された航空機、または市場に出されたときはいつでも、それらの航空機の安全性および耐空性のために不可欠である航空機の保守または修理専用の物品。 (c) 2024年1月7日以前に市場に出される指令2007/46 / ECの範囲内の自動車、または市場に出されるときはいつでも、それらの車両の保守または修理にのみ使用するための物品それらの記事がなくても意図したとおりに機能する。 (d) 2020年7月7日までに市場に出された可塑剤。 (e) 実験室で使用するための測定装置、またはその部品。 (f) 規則 (EC)No 1935/2004または欧州委員会規則 (EU)No 10/2011の範囲内で食品と接触することを意図した材料および物品。 (g) 指令90/385 / EEC、93/42 / EECまたは98/79 / ECの範囲内の医療機器、あるいはその一部。 (h) 指令2011/65 / EUの範囲内の電気および電子機器。 (i) 規制 (EC)No 726/2004、指令2001/82 / ECまたは指令2001/83 / ECの範囲内の医薬品の即時包装。 (j) 第1項又は第2項に含まれる玩具及び保育用品。 ※2018/12/18修正



52	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0	以下のフタル酸エステル類 (a)フタル酸ジイソニル(DINP) (b)フタル酸ジイソデシル(DIDP) (c)フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	(1) 玩具または育児用アーティクル中においてその可塑化された材料に物質としてまたは0.1重量%以上の濃度で調整成分として使用してはならない (2) 可塑化された材料中に0.1重量%以上の濃度でこれらフタル酸類が含有した玩具屋育児用品は上市してはならない	
54	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	2010年6月27日以降一般向けに0.1重量%以上の濃度で含有した塗料や塗料剥離剤、洗浄剤、自己研磨剤、床シーラント剤を上市してはならない	
55	112-34-5	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	(1) エアロゾル容器中に3重量%以上含有したスプレー塗料やスプレー洗剤は一般向けに2010年6月27日以降はじめて上市してはならない (2) エアロゾル容器中にDEGBEを含有し(1)項に適合していないスプレー塗料やスプレー洗剤は一般向けに2010年12月27日以降上市してはならない	
56	26447-40-5 101-68-8 5873-54-1 2536-05-2	メチレンジフェニルジイソシアネート (MDI) 以下特定の異性体を含む 4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート 2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート 2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート	2010年12月27日以降、0.1重量%濃度のMDIを構成要素とする調剤を一般向けに上市してはならない	・上市前に供給者が確実に該当物を梱包する場合 ・熱溶解性接着剤
57	110-82-7	シクロヘキサン	(1) 2010年6月27日以降、初めて一般供給を目的に350g以上の容器に0.1重量%以上の濃度でネオプレンベースの接着剤の構成成分として上市してはならない (2) 2010年12月27日以降、(1)に適合していないネオプレンベースの接着剤は一般供給を目的に上市してはならない	
58	6484-52-2	硝酸アンモニウム Ammonium nitrate (AN)	(1) 2010年6月27日以降、初めて物質または固形や原液、調剤肥料として使用する硝酸アンモニウム中の窒素が28重量%以上含有する調剤を上市してはならない (2) 2010年6月27日以降、硝酸アンモニウム中に窒素が16重量%以上含有する物質や調剤を上市してはならない	(1)欧州議会と理事会の規則No2003/2003について付属書IIIに示される高窒素含有硝酸アンモニウム肥料に関する技術規定に適合した肥料は除外 (2)-93/15/EECに適合し認可や許可された自然人や法人を含む下流のユーザーと卸売業者 -農業において使用する農業従事者(フルタイムまたはパートタイム、敷地面積問わず)
59	75-09-2	ジクロロメタン	(1) (a) 2010年12月6日以降、初めて一般や職業的使用者に供給する0.1重量%濃度以上のジクロロメタンを含有する塗料はがし剤を上市してはならない (b) 2011年12月6日以降、一般や職業的使用者に供給する0.1重量%濃度以上のジクロロメタンを含有する塗料はがし剤を上市してはならない (c) 2012年6月6日以降、0.1重量%濃度以上のジクロロメタンを含有する塗料はがしを職業的使用者に使用してはならない	(1)加盟国内の領域で使用経験を有する専門職にのみジクロロメタン含有の塗料はがし剤の特定の使用活動を許可する。また、それらの専門職への供給のための上市を許可する
60	79-06-1	アクリルアミド	2012年11月5日以降、グラウト用途向けで0.1重量%以上含有する物質または調剤を上市及び使用してはならない	
61	624-49-7	ジメチル=フマラート	成形品や部品に0.1mg/kgを超える濃度で使用してはならない 0.1mg/kgを超える濃度を含む成形品や部品を上市してはならない	
62	62-38-4 103-27-5 13302-00-6 13864-38-5 2654-49-3	酢酸フェニル水銀 プロピオン酸フェニル水銀 2-エチルヘキシルフェニル水銀 カプリル酸フェニル水銀 ネオデカン酸フェニル水銀	2017年10月10日以降、調剤中の水銀濃度が0.01重量%以上含む物質や調剤を製造、上市及び使用してはならない 2017年10月10日以降、成形品及びその一部に水銀濃度が0.01重量%以上含む左記フェニル水銀を単独または複数含有する成形品や部品を上市してはならない	

63	7439-92-1	鉛	(1) 個別部品で0.05重量%以上の濃度を含む宝飾成形品を上市及び使用してはならない (i) 宝飾成形品は、以下のような宝飾品・模造宝飾品・ヘアアクセサリーを含む ・ブレスレット、ネックレス、リング ・ピアス宝飾品 ・腕時計、腕につける物 ・ブローチ、カフスリング (ii) 個別部分は、宝飾成形品の個別部品同様、宝飾品を作る材料を含む (2) 幼児が通常又は合理的に予見される条件で口に入れる可能性があり、0.05重量%以上の濃度を含む一般向けの成形品(全体又は接触可能な部分)を上市及び使用してはならない。本項は、一辺の寸法が5cm以下の突出した部分を持っている成形品(全体又は接触可能な部分)を考慮している。	・69-/493/EECの付属書で定義されたクリスタルガラス ・消費者が触れない時計の内部部品 ・非人工的や復元された貴石や半貴石(鉛や鉛を含むコンパウンドや調剤で処理されない場合) ・エナメル(最低500度で溶かされた鉱石を融合、ガラス化または焼結してできるガラス調剤) ・2013年10月9日以前に初めて上市または1961年12月10日以前に製造された宝飾成形品
64	106-46-7	1,4-ジクロロベンゼン	トイレ、家、職場や他公共の室内での空気清浄や消臭目的で、0.1重量%以上の濃度の物質や調剤成分として、上市又は使用してはならない	
65	-	無機アンモニウム塩 Inorganic ammonium salts	アンモニアの放出量が体積比で3ppm(2.12mg/m <sup>3</sup> )未満でなければ、セルローズ断熱材の混合物及び成形品を上市又は使用してはならない	・セルローズ断熱材の成形品を製造する為の調剤の上市、使用
66	80-05-7	ビスフェノールA Bisphenol A	2020年1月2日以降、0.02重量%以上の濃度の感熱紙を上市してはならない	
68	-	C9-C14 直鎖分岐鎖 パーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質	2023年2月25日から、物質として製造又は上市してはならない (C9-C14)PFCAとその塩の合計で25ppb未満、または(C9-C14)PFCA関連物質の合計が260ppb未満の場合を除き上市を制限	2025年7月4日まで、C9-C14 PFCA、その塩およびC9-C14 PFCA関連物質の使用を認める。 (i) 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチプロセス。 (ii) フィルムに塗布される写真用コーティング。 (iii) 侵襲性および移植可能な医療機器。 (iv) 移動式および固定式を含むシステムにすでに設置されている、液体燃料の蒸気抑制および液体燃料火災(クラスB火災)用の消火用泡。 - C9-C14 PFCA、その塩およびC9-C14 PFCA関連物質を含む、または含む可能性のある泡消火剤は、訓練に使用してはならない。 - C9-C14 PFCA、その塩、およびC9-C14 PFCA関連物質を含む、または含む可能性のある泡消火剤は、すべての放出が抑えられない限り、試験に使用してはならない。 - 2023年1月1日以降、C9-C14 PFCA、その塩およびC9-C14 PFCA関連物質を含む、または含む可能性のある消火用フォームの使用は、すべての放出を抑制できる場所でのみ許可されるものとする。 - C9-C14 PFCA、その塩およびC9-C14 PFCA関連物質を含む、または含む可能性のある消火用泡の備蓄は、規則(EU) 2019/1021の第5条に従って管理されるものとする。
69	67-56-1	メタノール	2019年5月9日以降、フロントガラスの洗浄液または解凍液に、0.6重量%以上の濃度で一般に市場に出してはならない。	
70	556-67-2 541-02-6	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4) およびデカメチルシクロペンタシロキサン(D5)	2020年1月31日以降、2物質の何れかが0.1重量%以上の濃度の洗い落す化粧品を上市してはならない	
71	872-50-4	1-メチル-2-ピロリドン(NMP)	(1) 2020年5月9日以降、製造者、輸入者および川下の使用者は、化学物質安全性報告書及び安全性データシート、作業員への暴露量が吸入暴露量で14.4mg/m <sup>3</sup> 、皮膚暴露量で4.8mg/Kg/日である導出無毒性量(DNELs)を同封しなければ、物質単体又は0.3%以上濃度の混合物を上市してはならない (2) 2020年5月9日以降、製造者および川下の使用者は、適正なリスク管理措置を取り、上記1のDNELs以下の作業員暴露量を確保する適正な運用条件を提供しなければ、物質単体又は0.3%以上濃度の混合物を製造及び使用してはならない (3) 上記1及び2とは別に、電線を被覆する工程において溶媒や反応物として上市又は使用する場合は2024年6月9日から義務が発生する	

72	-	Appendix12の1列目にリスト化された物質	(1) 2020年11月1日以降、消費者に使用され、Appendix12で規定された濃度以上の物質が均質材料部分に含有する場合、以下を上市してはならない (a)衣服及びそのアクセサリ (b)通常又は合理的に予見される条件で、衣服と同じ範囲で人の皮膚に触れる衣服以外の織物 (c)履物 (2) ジャケット、コート及び室内装飾材料に含有するホルムアルデヒド(CAS番号 50-00-0)は、2020年11月1日から2023年11月1日の間は、濃度300mg/Kgで(1)が適用される。Appendix12で規定された濃度(75mg/Kg)はそれ以後に適用される。	(1) ・自然の皮、毛皮、獣の皮で作られた衣類及びそのアクセサリ、履物、それらの部品 ・非繊維ファスナー及び非繊維の装飾付属品 ・中古の、衣類及びそのアクセサリ、衣類以外の織物、履物 ・室内で使用する床一面のカーペット及び繊維床材、膝掛け、ランニングシューズ ・(EU)2016/425(個人用保護具規則)又は(EU)2017/745(医療機器規則)が適用される衣服及びそのアクセサリ、衣服以外の織物、履物 (1)(b) ・使い捨ての織物
73	-	(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル) シラントリオール そのモノ-、ジ-またはトリ-O-(アルキル)誘導体 (TDFAs)	一般大衆向けスプレー製品中にある有機溶剤を含む混合物で、2ppb以上含有するものは2021年1月2日以降市場に出してはならない。	”スプレー製品に含まれる2ppb以上の濃度のものは、専門家ユーザーのみが使用できる。
74	-	ジイソシアネート、O=C=N-R-N=C=O、R: 不特定長の脂肪族もしくは芳香族炭化水素	2022年2月24日以降、単独または組み合わせで0.1重量%以上のものは上市禁止 但し、適切な情報提供及び「2023年8月24日以降は使用前に適切な訓練が必要」となる旨を包装に表示する場合は除く  2023年8月24日以降、独または組み合わせで0.1重量%以上のものは使用禁止 但し、その混合物を使用する者が適切な訓練を正常に完了していることを保証する場合を除く	
75	-	タトゥーインクとパーマメントメイクアップに含まれる物質	2022年1月4日以降、以下の有害性物質のいずれかに該当するものは上市及び使用禁止 (1)CLP規則附属書VIのパート3における a) 発がん性または変異原性category 1A,1B,2 0.00005重量%以上 b) 生殖毒性category 1A,1B,2 0.001重量%以上 c) 皮膚感作性category 1,1A,1B 0.001重量%以上 d) 皮膚腐食性category 1,1A,1B,1Cまたは皮膚刺激性category 2 pH調整剤:0.1重量%以上 その他:0.01重量%以上 e) 眼に対する重篤な損傷性category 1または眼刺激性category 2の対象物質 pH調整剤:0.1重量%以上 その他:0.01重量%以上 (2)化粧品規則附属書IIにリスト化された物質 0.00005重量%以上  (3)化粧品規則附属書IVにリスト化された物質であって、そのリストのg,h,i列の1つ以上の条件に合致するもの (4)Appendix 13にリスト化された物質 (3)及び(4)は、(EU)2020/2081 参照。	
76	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	1.製造者、輸入者、使用者は、化学物質安全性報告書および安全データシートに作業員の暴露量を吸入暴露で6mg/m3、経皮暴露で1,1mg/kg/dayと記載していなければ、2023年12月12日より物質単体、他の物質の成分として、あるいは混合物として、濃度0.3%以上のものを市場に出してはならない。 2.2023年12月12日以降、製造者及び川下使用者が適切なリスク管理措置を講じ、作業員の暴露が第1項で規定する暴露量未満であることを保証する適切な運用条件を提供しない限り、物質単体、他の物質の構成要素、または0.3%以上の混合物として製造、または使用しないものとする。	第1項及び第2項の適用除外として、繊維及び紙材料の直接又は移送ポリウレタンコーティング工程又はポリウレタン膜の製造における溶剤としての使用のための上市又は使用に関連して2024年12月12日から、合成繊維の乾式及び湿式紡糸工程における溶剤としての使用のための上市又は使用に関連して2025年12月12日から、そこに定められた義務が適用される。

(3) EU POPs 附属書A

番号	CAS No.	物質名	含有例
1	309-00-2	アルドリノ	殺虫剤
2	319-84-6	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生成物
3	319-85-7	ベーターヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生成物

4	5103-71-9	クロルデン	白アリ駆除剤等
5	143-50-0	クロルデコン	農薬、殺虫剤
6	60-57-1	ディルドリン	殺虫剤
7	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルファン	農薬
8	72-20-8	エンドリン	殺虫剤
9	57-74-9 (※1)	ヘプタクロル	白アリ駆除剤等
10	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	難燃剤
11	25637-99-4 3194-55-6	ヘキサブロモシクロドデカン	難燃剤
12	31153-30-7 (※1)	ヘキサブロモジフェニルエーテル	難燃剤
13	68928-80-3 (※1)	ヘプタブロモジフェニルエーテル	難燃剤
14	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	殺虫剤等原料
15	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン	溶媒
16	58-89-9	リンデン	農薬、殺虫剤
17	2385-85-5	マイレックス	難燃剤、殺虫剤
18	608-93-5	ペンタクロロベンゼン(PeCB)	農薬
19	87-86-5 (※1)	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類	農薬
20	2051-24-3 (※1)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	絶縁油等
21	2050-69-3 (※1)	ポリ塩化ナフタレン(塩素数2~8のものを含む)	機械油等
22	5436-43-1 (※1)	テトラブロモジフェニルエーテル	難燃剤
23	60348-60-9 (※1)	ペンタブロモジフェニルエーテル	難燃剤
24	8001-35-2	トキサフェン	殺虫剤、殺ダニ剤
25	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	難燃剤
26	85535-84-8	短鎖塩素化パラフィン(SCCP)	難燃剤
27	115-32-2	ジコホル	殺虫剤
28	335-67-1 (※1)	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

29	355-46-4 (※1)	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	電子機器および半導体の製造
----	------------------	---------------------------------------	---------------

※1: 他に対象となる CAS No. あり。

※2: Regulation (EU) 2019/1021:ANNEX Iを参照し、番号12、13、22、23、25の5種類のPBDEは、合計0.05wt%(500ppm)を閾値として管理します。

(4) TSCA PBT5物質

番号	CAS No.	物質名	含有例
1	68937-41-7	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP(3:1)	ポリ塩化ビニル(PVC)プラスチック、ポリウレタン、BPAエポキシ、および潤滑剤における難燃剤
2	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル DecaBDE	熱収縮およびナイロン製コネクタの難燃剤
3	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン HCBD	塩素化炭化水素の製造中に生成される中間体物質
4	133-49-3	ペンタクロロチオフェノール PCTP	ブタジエンゴムまたはイソプレングムに存在する可能性がある
5	732-26-3	2,4,6-トリス(tert-ブチル)フェノール 2,4,6-TTBP	部品の潤滑に使用される一部のタイプのオイル

監視物質

- 監視物質とは  
法規制等の要求により開示を求められたとき、製品、部品中の含有量等を報告する義務がある化学物質。
- ◎ 各種法規制により閾値がある場合は、条件毎に定められている閾値のうちの最小値を使用します。
- ◎ chemSHERPAにより含有成分割合の確認をおこないます。
- ◎ chemSHERPAのデータ提出により回答可能な物質は、そのデータを提出いただくことにより申告されたものとします。
- ◎ chemSHERPA対応前、或いは公布済み法規制で適用前の物質に対し、誓約書等による確認をおこないますのでご協力願います。
- ◎ chemSHERPA対応済み物質であっても、都合により誓約書の提出を求める場合がありますのでご協力願います。
- ◎ 閾値以下の場合でも、含有を把握している場合は申告願います。

SVHC	No.	CAS No.	物質名
第1次	1	120-12-7	アントラセン Anthracene
	2	101-77-9	4,4'-メチレンビスアニリン 4,4'- Diaminodiphenylmethane [MDA]
	3	84-74-2	フタル酸ジブチル Dibutyl phthalate [DBP]
	4	7646-79-9	塩化コバルト(II) Cobalt dichloride
	5	1303-28-2	五酸化二ヒ素 Diarsenic pentaoxide
	6	1327-53-3	三酸化二ヒ素 Diarsenic trioxide
	7	7789-12-0 10588-01-9	ニクロム酸(重クロム酸)ナトリウム 二水和物 無水ニクロム酸(重クロム酸)ナトリウム Sodium dichromate
	8	81-15-2	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン、マスクキシレン 5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene [musk xylene]
	9	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) Bis (2-ethylhexyl)phthalate [DEHP]
	10	25637-99-4 3194-55-6 134237-51-7 134237-50-6 134237-52-8	ヘキサブROMシクロドデカン Hexabromocyclododecane [HBCDD] all major diastereoisomers identified ( $\alpha$ -HBCDD, $\beta$ -HBCDD, $\gamma$ -HBCDD)
	11	85535-84-8	短鎖塩素化パラフィン Alkanes, C10-13, chloro [Short Chain Chlorinated Paraffins]
	12	56-35-9	ビス-n-トリブチルスズオキシド Bis(tributyltin)oxide [TBTO]
	13	7784-40-9	ヒ酸鉛 Lead hydrogen arsenate
	14	85-68-7	フタル酸-n-ブチルベンジル Benzyl butyl phthalate [BBP]
	15	15606-95-8	ヒ酸トリエチル Triethyl arsenate
第2次	16	90640-80-5	アントラセンオイル Anthracene oil
	17	91995-17-4	アントラセンオイル、アントラセンペースト、軽質留分 Anthracene oil, anthracene paste, distn. lights
	18	91995-15-2	アントラセンオイル、アントラセンペースト、アントラセン留分 Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction
	19	90640-82-7	アントラセンオイル Anthracene oil, anthracene-low
	20	90640-81-6	アントラセンオイル、アントラセンペースト Anthracene oil, anthracene paste
	21	65996-93-2	高温コールタールピッチ Pitch, Coal tar, high temp.
	22	121-14-2	2,4-ジニトロトルエン 2,4-Dinitrotoluene
	23	84-69-5	フタル酸ジイソブチル Diisobutyl phthalate [DIBP]
	24	7758-97-6	クロム酸鉛 Lead chromate
	25	12656-85-8	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛、C.Iピグメントレッド104 Lead chromate molybdate sulfate red (C.I. Pigment Red 104)
	26	1344-37-2	黄鉛、C.Iピグメントイエロー34 Lead sulfochromate yellow (C.I. Pigment Yellow 34)
	27	115-96-8	リン酸トリス(2-クロロエチル) Tris(2-chloroethyl)phosphate
	28	79-06-1	アクリルアミド Acrylamide
	29	79-01-6	トリクロロエチレン Trichloroethylene
	30	10043-35-3 11113-50-1	ホウ酸 Boric acid
	31	12179-04-3 1330-43-4 1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム(四ホウ酸二ナトリウム、ホウ砂)、無水物 四ホウ酸ナトリウム十水和物、無水物、五水和物 Disodium tetraborate, anhydrous

第3次	32	12267-73-1	四ホウ酸二ナトリウム(七酸化四ホウ酸二ナトリウム), 水和物 Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate
	33	7775-11-3	クロム酸ナトリウム Sodium chromate
	34	7789-00-6	クロム酸カリウム Potassium chromate
	35	7789-09-5	ニクロム酸アンモニウム、重クロム酸アンモニウム Ammonium dichromate
	36	7778-50-9	ニクロム酸カリウム、重クロム酸カリウム Potassium dichromate
	第4次	37	10124-43-3
38		10141-05-6	硝酸コバルト(Ⅱ) Cobalt(Ⅱ) dinitrate
39		513-79-1	炭酸コバルト(Ⅱ) Cobalt(Ⅱ) carbonate
40		71-48-7	酢酸コバルト(Ⅱ) Cobalt(Ⅱ) diacetate
41		109-86-4	2-メトキシエタノール、メチルセロソルブ 2-Methoxyethanol
42		110-80-5	2-エトキシエタノール、セロソルブ 2-Ethoxyethanol
43		1333-82-0	三酸化クロム、無水クロム酸(VI) Chromium trioxide
44		7738-94-5 13530-68-2	三酸化クロムおよびそのオリゴマーから生成される酸 クロム酸 Chromic acid ニクロム酸、重クロム酸 Dichromic acid クロム酸、ニクロム酸のオリゴマー Oligomers of chromic acid and dichromic acid
第5次	45	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル 2-Ethoxyethyl acetate
	46	7789-06-2	クロム酸ストロンチウム Strontium chromate
	47	68515-42-4	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル (DHNUP) 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters
	48	302-01-2 7803-57-8	ヒドラジン Hydrazine
	49	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン 1-Methyl-2-pyrrolidone
	50	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン 1,2,3-Trichloropropane
	51	71888-89-6	1,2-ベンゼンジカルボン酸; ジ-C6-8-ブランチドアルキルエステル、C7-rich [DIHP] 1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich
第6次	52	—	ジルコニアアルミノケイ酸、耐火性セラミック繊維 Zirconia Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres※2
	53	7778-44-1	ヒ酸カルシウム Calcium arsenate
	54	111-96-6	ジグリム Bis(2-methoxyethyl) ether
	55	—	アルミノケイ酸、耐火性セラミック繊維 Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres
	56	11103-86-9	ヒドロキシオクタオキソニ亜鉛酸ニクロム酸カリウム Potassium hydroxyoctaoxodizincatedichromate
	57	6477-64-1	ニピクリン酸鉛 Lead dipicrate
	58	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド N,N-dimethylacetamide
	59	7778-39-4	ヒ酸 Arsenic acid
	60	90-04-0	2-メトキシアニリン 2-Methoxyaniline; o-Anisidine
	61	3687-31-8	ヒ酸鉛 Trilead diarsenate
	62	107-06-2	1,2-ジクロロエタン 1,2-Dichloroethane
	63	49663-84-5	クロム酸八水酸化五亜鉛 Pentazinc chromate octahydroxide
	64	140-66-9	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール 4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol
	65	25214-70-4	アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物 Formaldehyde, oligomeric reaction products with aniline
	66	117-82-8	ビス(2-メトキシエチル)フタレート Bis(2-methoxyethyl) phthalate
67	13424-46-9	アジ化鉛 Lead diazide, Lead azide	
68	15245-44-0	トリニトロロゾルシン鉛 Lead styphnate	
69	101-14-4	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン 2,2'-dichloro-4,4'-methylenedianiline	
70	77-09-8	フェノールフタレイン Phenolphthalein	
71	24613-89-6	クロム(Ⅲ)(クロム酸) Dichromium tris(chromate)	

第7次	72	112-49-2	1,2-bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme) トリエチレングリコールジメチルエーテル
	73	110-71-4	1,2-dimethoxyethane; ethylene glycol dimethyl ether (EGDME) 1,2-ジメトキシエタン
	74	1303-86-2	Diboron trioxide 三酸化二ホウ素
	75	75-12-7	Formamide ホルムアミド
	76	17570-76-2	Lead(II) bis(methanesulfonate) メタンスルホン酸鉛(II)
	77	2451-62-9	TGIC (1,3,5-tris(oxiranylmethyl)-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione) イソシアヌル酸トリグリシジル
	78	59653-74-6	$\beta$ -TGIC (1,3,5-tris[(2S and 2R)-2,3-epoxypropyl]-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione)
	79	90-94-8	4,4'-bis(dimethylamino)benzophenone (Michler's ketone) 4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン(別名:ミヒラーケトン)
	80	101-61-1	N,N,N',N'-tetramethyl-4,4'-methylenedianiline (Michler's base) 4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)(別名:ミヒラーベース)
	81	2580-56-5	[4-[4,4'-bis(dimethylamino) benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C.I. Basic Violet 3) クリスタルバイオレット
	82	548-62-9	[4-[[4-anilino-1-naphthyl][4-(dimethylamino)phenyl]methylene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C.I. Basic Blue 26) ベーシックブルー26
	83	561-41-1	$\alpha, \alpha$ -Bis[4-(dimethylamino)phenyl]-4 (phenylamino)naphthalene-1-methanol (C.I. Solvent Blue 4)
	84	6786-83-0	4,4'-bis(dimethylamino)-4''-(methylamino)trityl alcohol 4'-メチルアミノ-4,4''-ビス(ジメチルアミノ)トリフェニルメタノール
		85	1163-19-5
86		72629-94-8	Pentacosafuorotridecanoic acid ペルフルオロトリデカン酸
87		307-55-1	Tricosafuorododecanoic acid トリコサフルオロドデカン酸
88		2058-94-8	Henicosafuoroundecanoic acid ペルフルオロウンデカン酸
89		376-06-7	Heptacosafuorotetradecanoic acid ヘインコサフルオロテトラデカン酸
90		123-77-3	Diazene-1,2-dicarboxamide (C,C'-azodi(formamide)) ジアゼン-1,2-ジカルボキシアミド
91		85-42-7 13149-00-3 14166-21-3	Hexahydro-2-benzofuran-1,3-dione (HHPA), cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride, trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride, ヘキサヒドロフタル酸無水物, シス-1,2-シクロヘキサジカルボン酸無水物, ヘキサヒドロフタル酸無水物
92		25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	Hexahydromethylphthalic anhydride, Hexahydro-4-methylphthalic anhydride, Hexahydro-1-methylphthalic anhydride, Hexahydro-3-methylphthalic anhydride メチルヘキサヒドロ無水フタル酸とその異性体
93		—	4-Nonylphenol, branched and linear 4-ノニルフェノール、分岐および直鎖
94		—	4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、エトキシレート
95		625-45-6	Methoxy acetic acid メトキシ酢酸
96		68-12-2	N,N-dimethylformamide; dimethyl formamide N,N-ジメチルホルムアミド
97		683-18-1	Dibutyltin dichloride (DBT) ジブチルジクロロスズ
98		1317-36-8	Lead oxide (lead monoxide) 酸化鉛
99		1314-41-6	Lead tetroxide (orange lead) 四酸化三鉛
100		13814-96-5	Lead bis (tetrafluoroborate) ホウフッ化酸鉛
101		1319-46-6	Trilead bis(carbonate)dihydroxide (basic lead carbonate) ビス(炭酸)二水酸化三鉛
102		12060-00-3	Lead titanium trioxide チタン酸鉛
103		12626-81-2	Lead Titanium Zirconium Oxide チタン酸ジルコン酸鉛
104		11120-22-2	Silicic acid, lead salt ケイ酸鉛
105		68784-75-8	Silicic acid, barium salt, lead-doped ケイ酸バリウム、鉛ドーブ
106		106-94-5	1-bromopropane 1-ブロモプロパン
107		75-56-9	Propylene oxide; 1,2-epoxypropane; methyloxirane メチルオキシラン
108		84777-06-0	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dipentylester, branched and linear 1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖



第8次	109	605-50-5	Diisopentylphthalate フタル酸ジイソペンチル
	110	776297-69-9	N-pentyl-isopentylphthalate フタル酸n-ペンチル-イソペンチル
	111	629-14-1	1,2-Diethoxyethane 1,2-ジエキトキシエタン
	112	51404-69-4	Acetic acid, lead salt, basic 塩基性酢酸鉛
	113	12036-76-9	Lead oxide sulfate 酸化硫酸鉛
	114	69011-06-9	[Phthalato(2-)]dioxotrilead 二塩基性フタル酸鉛
	115	12578-12-0	Dioxobis(stearato)trilead ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛
	116	91031-62-8	Fatty acids, C16-18, lead salts 脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)
	117	20837-86-9	Lead cyanamidate シアナミド鉛
	118	10099-74-8	Lead dinitrate 硝酸鉛
	119	12065-90-6	Pentalead tetraoxide sulphate 塩基性硫酸鉛
	120	8012-00-8	Pyrochlore, antimony lead yellow ピグメントイエロー41
	121	62229-08-7	Sulfurous acid, lead salt, dibasic 塩基性亜硫酸鉛
	122	78-00-2	Tetraethyllead 四エチル鉛
	123	12202-17-4	Tetralead trioxide sulphate 三塩基性硫酸鉛
	124	12141-20-7	Trilead dioxide phosphonate 二塩基性リン酸鉛
	125	110-00-9	Furan フラン
	126	64-67-5	Diethyl sulphate 硫酸ジエチル
127	77-78-1	Dimethyl sulphate 硫酸ジメチル	
128	143860-04-2	3-ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine 3-エチル-2-メチル-2(3-メチルブチル)-1-3-オキサゾリジン	
129	88-85-7	Dinoseb ジノセブ	
130	838-88-0	4,4'-methylenedi-o-toluidine 4,4'-メチレンビス-O-トルイジン	
131	101-80-4	4,4'-oxydianiline and its salts 4,4'-オキシジアニリン	
132	60-09-3	4-Aminoazobenzene; 4-Phenylazoaniline 4-アミノアゾベンゼン	
133	95-80-7	4-methyl-m-phenylenediamine (2,4-toluene-diamine) 4-メチル-m-フェニレンジアミン	
134	120-71-8	6-methoxy-m-toluidine (p-cresidine) 6-メトキシ-m-トルイジン	
135	92-67-1	Biphenyl-4-ylamine ビフェニル-4-イルアミン	
136	97-56-3	o-aminoazotoluene O-アミノアソトルエン	
137	95-53-4	o-Toluidine; 2-Aminotoluene o-トルイジン	
138	79-16-3	N-methylacetamide N-メチルアセトアミド	
第9次	139	7440-43-9	Cadmium カドミウム
	140	1306-19-0	Cadmium oxide 酸化カドミウム
	141	3825-26-1	Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO) ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)
	142	335-67-1	Pentadecafluorooctanoic acid (PFOA) ペンタデカフルオロオクタン酸 (PFOA)
	143	131-18-0	Dipentyl phthalate (DPP) フタル酸ジペンチル(DPP)
144	—	4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated 4-ノニルフェノール、分岐及び直鎖のエトキシレート	
第10次	145	1306-23-6	Cadmium sulphide 硫化カドミウム
	146	573-58-0	Disodium 3,3'-[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C.I. Direct Red 28)3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート) ニナトリウム (別名CIダイレクトレッド28)
	147	1937-37-7	Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo] -5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C.I. Direct Black 38) ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-[(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ]-2,7-ナフタレンジルスルホネート
	148	84-75-3	Dihexyl phthalate フタル酸ジヘキシル, ジヘキシルフタレート, フタル酸ジ-n-ヘキシル

	149	96-45-7	Imidazolidine-2-thione; 2-imidazoline-2-thiol 2-イミダゾリジンチオン
	150	301-04-2	Lead di(acetate) 酢酸鉛(II), ビス酢酸鉛(II), 二酢酸鉛(II)
	151	25155-23-1	Trixylyl phosphate リン酸トリス(ジメチルフェニル)
第11次	152	68515-50-4	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexylester, branched and linear ビス[アルキル(C=6)]=フタラート
	153	10108-64-2	Cadmium chloride 塩化カドミウム(II)
	154	—	Sodium perborate; perboric acid, sodium salt 過ホウ酸ナトリウム, 過ホウ酸, ナトリウム
	155	7632-04-4	Sodium peroxometaborate 過ホウ酸ナトリウム
第12次	156	7790-79-6	Cadmium fluoride フッ化カドミウム(II)
	157	10124-36-4 31119-53-6	Cadmium sulphate 硫酸カドミウム(II)
	158	3846-71-7	2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tertbutylphenol(UV-320) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
	159	25973-55-1	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol(UV-328) 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール
	160	15571-58-1	2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate(DOTE) ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート
	161	—	Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE) DOTEとMOTEの反応物
第13次	162	68515-51-5 68648-93-1	1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters; 1,2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with ≥ 0.3% of dihexyl phthalate (EC No.201-559-5) 1,2-ベンゼンジカルボン酸, ジ-C6~10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸, デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No.201-559-5)との混合物
	163	—	5-sec-butyl-2-(2,4-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [1], 5-secbutyl-2-(4,6-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [2] [covering any of the individual isomers of [1] and [2] or any combination thereof] 5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1], 5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2]([1]と[2]の個々の異性体, またはその組合せも含む)
第14次	164	1120-71-4	1,3-propanesultone 1,3-プロパンスルトン
	165	3864-99-1	2,4-di-tert-butyl-6-(5-chlorobenzotriazol-2-yl)phenol (UV-327)2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール[別名: 2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール]
	166	36437-37-3	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol (UV-350) 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)=4-tert-ブチル-6-sec-ブチルフェノール
	167	98-95-3	Nitrobenzene ニトロベンゼン
	168	375-95-1 21049-39-8 4149-60-4	Perfluorononan-1-oic acid and its sodium and ammonium salts パーフルオロノナン-1-酸とその塩とアンモニウム塩
第15次	169	50-32-8	Benzo[def]chrysene (Benzo[a]pyrene) ベンゾ[def]クリセン (ベンゾ[a]ピレン)
第16次	170	80-05-7	4,4'-isopropylidenediphenol (bisphenol A; BPA) 4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA), BPA, 2,2-ビス(p-ヒドロキシフェニル)プロパンなど
	171	335-76-2 3830-45-3 3108-42-7	Nonadecafluorodecanoic acid (PFDA) and its sodium and ammonium salts ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩、(ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、ノナデカフルオロデカン酸、ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム)
	172	80-46-6	p-(1,1-dimethylpropyl)phenol p-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール, 4-tert-アミルフェノールなど
	173	—	4-heptylphenol, branched and linear [substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 7 covalently bound predominantly in position 4 to phenol, covering also UVCB- and well-defined substances which include any of the individual isomers or a combination thereof] 4-ヘプチルフェノール, 分岐および直鎖[フェノールの4の位置で炭素数7の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質, 個々の異性体やその組合せのどれでもを含んだUVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)を含む]
第17次	174	355-46-4	Perfluorohexane-1-sulphonic acid and its salts トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホン酸, ペルフルオロヘキサンスルホン酸, パーフルオロヘキサンスルホン酸とその塩
第18次	175	218-01-9	Chrysene クリセン, ベンゾ[a]フェナントレン
	176	56-55-3	Benz[a]anthracene ベンゾ[a]アントラセン
	177	10325-94-7	Cadmium nitrate 硝酸カドミウム
	178	21041-95-2	Cadmium hydroxide 水酸化カドミウム
	179	513-78-0	Cadmium carbonate 炭酸カドミウム

	180	—	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- Dodecachloropentacyclo [12.2.1.16.9.02,13.05,10] octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus"™) [covering any of its individual anti- and syn-isomers or any combination thereof] 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン("デクロランプラス"™) [個々のanti-およびsyn-の異性体、またはその組合せを含む]
	181	—	Reaction products of 1,3,4-thiadiazolidine-2,5-dithione, formaldehyde and 4-heptylphenol, branched and linear (RP-HP) [with ≥0.1% w/w 4-heptylphenol, branched and linear 1,3,4-シアゾソリジン-2,5-ジチオン、ホルムアルデヒド、4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖(RP-HP)[0.1wt%以上の4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖]の反応性生物
第19次	182	556-67-2	Octamethylcyclotetrasiloxane (D4) オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)
	183	541-02-6	Decamethylcyclopentasiloxane (D5) デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)
	184	540-97-6	Dodecamethylcyclohexasiloxane (D6) ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)
	185	7439-92-1	Lead 鉛
	186	12008-41-2	Disodium Octaborate 八ホウ酸ナトリウム
	187	191-24-2	Benzo[ghi]perylene ベンゾ[ghi]ペリレン
	188	61788-32-7	Terphenyl, hydrogenated 水素化ターフェニル、水素化テルフェニル
	189	107-15-3	Ethylenediamine(EDA) エチレンジアミン
	190	552-30-7	Benzene-1,2,4-tricarboxylic acid 1,2 anhydride(trimellitic anhydride)(TMA) 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物(トリメリット酸無水物)、無水トリメリット酸
	191	84-61-7	Dicyclohexyl phthalate(DCHP) フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)
第20次	192	6807-17-6	2,2-bis(4'-hydroxyphenyl)-4-methylpentane 2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン、 4,4'-(1,3-ジメチルプテリデン)ジフェノール
	193	207-08-9	Benzo[k]fluoranthene ベンゾ[k]フルオランテン
	194	206-44-0	Fluoranthene フルオランテン
	195	85-01-8	Phenanthrene フェナントレン
	196	129-00-0	Pyrene ピレン
	197	15087-24-8	1,7,7-trimethyl-3-(phenylmethylene)bicyclo[2.2.1]heptan-2-one 1,7,7-トリメチル-3-(フェニルメチレン)ビスシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン
第21次	198	110-49-6	2-methoxyethyl acetate 2-メトキシエチルアセテート、エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
	199	—	Tris(4-nonylphenyl, branched and linear) phosphite (TNPP) with ≥ 0.1% w/w of 4-nonylphenol, branched and linear (4-NP) 亜リン酸トリス(直鎖、分岐鎖4-ノニルフェニル) (TNPP) (直鎖、分岐鎖4-ノニルフェノール(4-NP)を0.1w/w%以上含有するもの)
	200	—	2,3,3,3-tetrafluoro-2-(heptafluoropropoxy)propionic acid, its salts and its acyl halides (covering any of their individual isomers and combinations thereof) 2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ)プロピオン酸とその塩、その酸ハロゲン化物(各異性体およびその混合物を含む)
	201	98-54-4	4-tert-butylphenol 4-tert-ブチルフェノール
	202	71850-09-4	Diisohexyl phthalate フタル酸ジイソヘキシル
第22次	203	119313-12-1	2-benzyl-2-dimethylamino-4'-morpholinobutyrophenone 2-ベンジル-2-ジメチルアミノ-4'-モルホリノブチロフェノン
	204	71868-10-5	2-methyl-1-(4-methylthiophenyl)-2-morpholinopropan-1-one 2-メチル-1-(4-メチルチオフェニル)-2-モルホリノプロパン-1-オン
	205	—	Perfluorobutane sulfonic acid (PFBS) and its salts パーフルオロブタンスルホン酸(PFBS)およびその塩
	206	1072-63-5	1-vinylimidazole 1-ビニルイミダゾール
第23次	207	693-98-1	2-methylimidazole 2-メチルイミダゾール
	208	94-26-8	Butyl 4-hydroxybenzoate 4-ヒドロキシ安息香酸ブチル
	209	22673-19-4	Dibutylbis(pentane-2,4-dionato-O,O')tin ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト)スズ(IV)
	210	143-24-8	bis(2-(2-methoxyethoxy)ethyl) ether ビス(2-(2-メトキシエトキシ)エチル)エーテル
第24次	211	—	Diocetyl tin dilaurate, stannane, dioctyl-, bis(coco acyloxy) derivs., and any other stannane, dioctyl-, bis(fatty acyloxy) derivs. wherein C12 is the predominant carbon number of the fatty acyloxy moiety ジオクチルスズジラウレート スタナンジのジオクチル誘導体、ビス(ココアシルオキシ)誘導体 他のスタナンジのジオクチル誘導体、ビス(脂肪族アシルオキシ)誘導体(C12が脂肪族アシルオキシ部位の主要な炭素数である)
	212	—	2-(4-tert-butylbenzyl)propionaldehyde and its individual stereoisomers 2-(4-tert-ブチルベンジル)プロピオンアルデヒドおよびその各立体異性体
	213	13840-56-7	Orthoboric acid, sodium salt ホウ酸のナトリウム塩

第25次	3296-90-0	2,2-bis(bromomethyl)propane1,3-diol (BMP); 2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1,3-ジオール (BMP)
	214 36483-57-5 1522-92-5	2,2-dimethylpropan-1-ol, tribromo derivative/3-bromo-2,2-bis(bromomethyl)-1-propanol (TBNPA); 2,2-ジメチルプロパン-1-オール、トリブロモ誘導体3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)-1-プロパノール (TBNPA)
	96-13-9	2,3-dibromo-1-propanol (2,3-DBPA) 2,3-ジブロモ-1-プロパノール (2,3-DBPA)
	215 111-30-8	Glutaral グルタラル
	216	Medium-chain chlorinated paraffins (MCCP) [UVCB substances consisting of more than or equal to 80% linear chloroalkanes with carbon chain lengths within the range from C14 to C17] 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)[炭素鎖がC14からC17の範囲にある直鎖クロロアルカンが80%以上含まれるUVCB物質]
	217	Phenol, alkylation products (mainly in para position) with C12-rich branched or linear alkyl chains from oligomerisation, covering any individual isomers and/ or combinations thereof (PDDP) フェノールのアルキル化物(主にパラ位)(オリゴマー化したものからC12リッチの分岐鎖または直鎖アルキル鎖を有する)。個々の異性体および混合物、それらの組み合わせを含む。(PDDP;p-dodecylphenol, p-ドデシルフェノール)
218	123-91-1 1,4-dioxane 1,4-ジオキサン	
219	77-40-7 4,4'-(1-methylpropylidene)bisphenol; (bisphenol B) 4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール(ビスフェノールB)	
第26次	220	119-47-1 6,6'-di-tert-butyl-2,2'-methylenedi-p-cresol (DBMC) 6,6'-ジ-tert-ブチル-2,2'-メチレンジ- <i>p</i> -クレゾール(DBMC)
	221	1067-53-4 tris(2-methoxyethoxy)vinylsilane トリス(2-メトキシエトキシ)ビニルシラン
	222	(±)-1,7,7-trimethyl-3-[(4-methylphenyl)methylene]bicyclo[2.2.1]heptan-2-one covering any of the individual isomers and/or combinations thereof (4-MBC) (±)-1,7,7-トリメチル-3-[(4-メチルフェニル)メチレン]ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オン の個々の異性体および/またはそれらの組み合わせのいずれかを含む(4-MBC)
	223	255881-94-8 S-(tricyclo[5.2.1.0' <sup>2</sup> .6]deca-3-en-8(or 9)-yl) O-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) O-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) phosphorodithioate S-(トリシクロ[5.2.1.0' <sup>2</sup> .6]デカ-3-エン-8(or 9)-イル) O-(イソプロピル or イソブチル or 2-エチルヘキシル) O-(イソプロピル or イソブチル or 2-エチルヘキシル)ホスホロジチオエート
第27次	224	924-42-5 N-(hydroxymethyl)acrylamide N-(ヒドロキシメチル)アクリルアミド
第28次	225	37853-59-1 1,1'-[ethane-1,2-diylbis(oxy)]bis[2,4,6-tribromobenzene] 1,1'-[エタン-1,2-ジイルビス(オキシ)]ビス[2,4,6-トリブロモベンゼン]
	226	79-94-7 2,2',6,6'-tetrabromo-4,4'-isopropylidenediphenol 2,2',6,6'-テトラブロモ-4,4'-イソプロピリデンジフェノール
	227	80-09-1 4,4'-sulphonyldiphenol 4,4'-スルホニルジフェノール
	228	13701-59-2 Barium diboron tetraoxide メタホウ酸バリウム
	229	Bis(2-ethylhexyl) tetrabromophthalate covering any of the individual isomers and/or combinations thereof テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (個々の異性体および/またはその組み合わせのいずれかをカバーしたもの)
	230	4247-02-3 Isobutyl 4-hydroxybenzoate 4-ヒドロキシ安息香酸イソブチル
	231	108-78-1 Melamine メラミン(モノマー)
	232	Perfluoroheptanoic acid and its salts パーフルオロヘプタン酸およびその塩
	233	reaction mass of 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(1,1,1,2,3,3,3-heptafluoropropan-2-yl)morpholine and 2,2,3,3,5,5,6,6-octafluoro-4-(heptafluoropropyl)morpholine 2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル)モルホリンと2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロプロピル)モルホリンの反応生成物
第29次	234	75980-60-8 Diphenyl(2,4,6-trimethylbenzoyl)phosphine oxide ジフェニル(2,4,6-トリメチルベンゾイル)ホスフィンオキシド
	235	80-07-9 Bis(4-chlorophenyl) sulphone ビス(4-クロロフェニル)スルホン



32	and Krypton laser tubes	用いられるシールフリット中の酸化鉛	21 July 2021 for categories 8 and 9 other than in vitro diagnostic medical devices and industrial monitoring and control instruments; 21 July 2023 for category 8 in vitro diagnostic medical devices; 21 July 2024 for category 9 industrial monitoring and control instruments, and for category 11.	・体外診断用医療機器・産業用監視・制御機器以外のカテゴリ8、9:2021年7月21日 ・カテゴリ8体外診断用医療機器:2023年7月21日 ・カテゴリ9産業用監視・制御機器、カテゴリ11:2024年7月21日
34	Lead in cermet-based trimmer potentiometer elements	サーメットベーストリマー電位差計の構成部品中の鉛	21 July 2021 for categories 1-7 and 10, 21 July 2021 for categories 8 and 9 other than in vitro diagnostic medical devices and industrial monitoring and control instruments, 21 July 2023 for category 8 in vitro diagnostic medical devices, 21 July 2024 for category 9 industrial monitoring and control instruments, and for category 11.	・カテゴリ1~7、10:2021年7月21日 ・体外診断用医療機器および産業用監視・制御機器を除くカテゴリ8、9:2021年7月21日 ・カテゴリ8体外診断用医療機器:2023年7月21日 ・カテゴリ9産業用監視・制御機器、カテゴリ11:2024年7月21日
37	Lead in the plating layer of high voltage diodes on the basis of a zinc borate glass body	ホウ酸亜鉛ガラス基板の高電圧ダイオードのめっき層中の鉛	21 July 2021 for categories 1-7 and 10, 21 July 2021 for categories 8 and 9 other than in vitro diagnostic medical devices and industrial monitoring and control instruments; 21 July 2023 for category 8 in vitro diagnostic medical devices; 21 July 2024 for category 9 industrial monitoring and control instruments, and for category 11.	・カテゴリ1~7、10:2021年7月21日 ・体外診断用医療機器・産業用監視・制御機器以外のカテゴリ8、9:2021年7月21日 ・カテゴリ8体外診断用医療機器:2023年7月21日 ・カテゴリ9産業用監視・制御機器、カテゴリ11:2024年7月21日
39(a)	Cadmium selenide in downshifting cadmium-based semiconductor nanocrystal quantum dots for use in display lighting applications (< 0.2 μg Cd per mm <sup>2</sup> of display screen area)	ディスプレイの照明用途で使用するダウンシフトカドミウムベースの半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーンエリアmm <sup>2</sup> あたり<0.2μgのカドミウム)	Expires for all categories on 31 October 2019	全てのカテゴリについて2019年10月31日まで
41	Lead in solders and termination finishes of electrical and electronic components and finishes of printed circuit boards used in ignition modules and other electrical and electronic engine control systems, which for technical reasons must be mounted directly on or in the crankcase or cylinder of hand-held combustion engines (classes SH1, SH2, SH3 of Directive 97/68/EC of the European Parliament and of the Council)	電気電子構成部品のはんだ及び端子処理部分、並びに点火用モジュール及びその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会及び理事会指令97/68/ECのクラスSH1,SH2,SH3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	31 March 2022 for categories 1 to 7, 10 and 11; 21 July 2021 for categories 8 and 9 other than in vitro diagnostic medical devices and industrial monitoring and control instruments; 21 July 2023 for category 8 in vitro diagnostic medical devices; 21 July 2024 for category 9 industrial monitoring and control instruments.	・カテゴリ1~7、10、11:2022年3月31日 ・体外診断用医療機器・産業用監視・制御機器以外のカテゴリ8、9:2021年7月21日 ・カテゴリ8体外診断用医療機器:2023年7月21日 ・カテゴリ9産業用監視・制御機器:2024年7月21日
42	Lead in bearings and bushes of diesel or gaseous fuel powered internal combustion engines applied in non-road professional use equipment: —with engine total displacement ≥ 15 litres; or —with engine total displacement < 15 litres and the engine is designed to operate in applications where the time between signal to start and full load is required to be less than 10 seconds; or regular maintenance is typically performed in a harsh and dirty outdoor environment, such as mining, construction, and agriculture applications.	道路以外の業務用機器に適用される内燃エンジンを動かすディーゼル、ガス燃料のベアリングとブッシュ中の鉛。 —エンジンの総排気量が15L以上 または —エンジンの総排気量が15L未満で、そのエンジンが開始から全負荷の間の時間が10秒以下である用途に動作するように設計されているか、もしくは鉱業、建設、農業のような過酷で汚い屋外の環境で通常のメンテナンスが行われていること。	Applies to category 11, excluding applications covered by entry 6(c) of this Annex. Expires on 21 July 2024.	・No.6でカバーされる用途を除くカテゴリ11:2024年7月21日
43	Bis(2-ethylhexyl) phthalate in rubber components in engine systems, designed for use in equipment that is not intended solely for consumer use and provided that no plasticised material comes into contact with human mucous membranes or into prolonged contact with human skin and the concentration value of bis(2-ethylhexyl) phthalate does not exceed: (a)30 % by weight of the rubber for (i)gasket coatings; (ii)solid-rubber gaskets; or (iii)rubber components included in assemblies of at least three components using electrical, mechanical or hydraulic energy to do work, and attached to the engine. (b)10 % by weight of the rubber for rubber-containing components not referred to in point (a). For the purposes of this entry, "prolonged contact with human skin" means continuous contact of more than 10 minutes duration or intermittent contact over a period of 30 minutes, per day.	人が使用することを想定していない、もしくは可塑性物質が人の粘膜に接触しない、或いは人の皮膚に長期にわたり接触しないことを規定した機器用に設計されたエンジンシステムの、ゴム部品中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の濃度は以下の量を超えないこと。 (a)以下の(i)~(iii)のゴム中の30重量% (i)ガスケットコーティング (ii)固形ゴムガスケット (iii)作業を行うために電気的、機械的、油圧式エネルギーを使用する少なくとも3個の部品の組み合わせを含み、エンジンに取り付けるゴム部品 (b)(a)以外のゴム含有部品中の10重量% "人の皮膚に長期にわたる接触"とは、10分以上の継続的な接触もしくは1日あたり30分以上の接触のこと	Applies to category 11 and expires on 21 July 2024.	・カテゴリ11:2024年7月21日
44	Lead in solder of sensors, actuators, and engine control units of combustion engines within the scope of Regulation (EU) 2016/1628 of the European Parliament and of the Council (*1), installed in equipment used at fixed positions while in operation which is designed for professionals, but also used by non-professional users	位置が固定されている機器(専門家向けの機器ではあるが、専門ではないユーザーも使用するもの)に取り付けられ、欧州議会・理事会規則(EU)2016/1628に適合している内燃機関のセンサー、アクチュエーター、およびエンジン制御ユニットのはんだ中の鉛。	Applies to category 11 and expires on 21 July 2024.	・カテゴリ11:2024年7月21日

RoHS適用除外項目一覧 (カテゴリ8、9)

No.	適用除外内容:原文	適用除外内容:和訳	有効期限
Equipment utilising or detecting ionising radiation 電離放射線の利用または検出に使用される機器			
1	Lead, cadmium and mercury in detectors for ionising radiation.	電離放射線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	
2	Lead bearings in X-ray tubes.	X線管中の鉛ベアリング	
3	Lead in electromagnetic radiation amplification devices: micro-channel plate and capillary plate.	電磁波増幅デバイスに含まれる鉛:マイクロチャンネルプレートおよびキャピラリープレート	
4	Lead in glass frit of X-ray tubes and image intensifiers and lead in glass frit binder for assembly of gas lasers and for vacuum tubes that convert electromagnetic radiation into electrons.	X線管および蛍光増倍管用のガラスフリット中に含まれる鉛、並びにガラスレーザーの組立て用および電磁放射線を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダに含まれる鉛	
5	Lead in shielding for ionising radiation.	電離放射線用のシールドに含まれる鉛	
6	Lead in X-ray test objects.	X線試験体に含まれる鉛	
7	Lead stearate X-ray diffraction crystals.	X線回折結晶に含まれるステアリン酸鉛	
8	Radioactive cadmium isotope source for portable X-ray fluorescence spectrometers.	携帯型蛍光X線分析装置用の放射性カドミウム同位体源	
Sensors, detectors and electrodes センサー、検出器および電極			
1a	Lead and cadmium in ion selective electrodes including glass of pH electrodes.	pH電極のガラスを含むイオン選択電極に含まれる鉛およびカドミウム	
1b	Lead anodes in electrochemical oxygen sensors.	電気化学的酸素センサーの陽電極に含まれる鉛	
1c	Lead, cadmium and mercury in infra-red light detectors.	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	
1d	Mercury in reference electrodes: low chloride mercury chloride, mercury sulphate and mercury oxide.	基準電極に含まれる水銀:低塩素の塩化水銀、硫酸水銀および酸化水銀	
Others その他			
9	Cadmium in helium-cadmium lasers.	ヘリウム-カドミウムレーザーに含まれるカドミウム	
10	Lead and cadmium in atomic absorption spectroscopy lamps.	原子吸光分光分析用ランプに含まれる鉛およびカドミウム	
11	Lead in alloys as a superconductor and thermal conductor in MRI.	MRI(磁気共鳴画像診断装置)中の超伝導体および熱伝導体の合金に含まれる鉛	
12	Lead and cadmium in metallic bonds creating superconducting magnetic circuits in MRI, SQUID, NMR (Nuclear Magnetic Resonance) or FTMS (Fourier Transform Mass Spectrometer) detectors. Expires on 30 June 2021.	MRI(磁気共鳴画像診断装置)、SQUID(超伝導量子干渉計)、NMR(Nuclear Magnetic Resonance) (磁気共鳴)またはFTMS(Fourier Transform Mass Spectrometer) (フーリエ変換質量分析計)検出器の超伝導磁気回路を構成している金属結合に含まれる鉛およびカドミウム。	2021年6月30日まで
13	Lead in counterweights.	カウンタウェイト中の鉛	
14	Lead in single crystal piezoelectric materials for ultrasonic transducers.	超音波トランスデューサ用の単結晶圧電結晶材料に含まれる鉛	
15	Lead in solders for bonding to ultrasonic transducers.	超音波トランスデューサの接合用はんだに含まれる鉛	
16	Mercury in very high accuracy capacitance and loss measurement bridges and in high frequency RF switches and relays in monitoring and control instruments not exceeding 20 mg of mercury per switch or relay.	超高精度キャパシタンスおよび損失測定ブリッジに含まれる水銀および監視および制御機器に使われる高周波RFスイッチおよびリレーに含まれる水銀であって、1スイッチまたは1リレーあたり20mgを超えないもの	
17	Lead in solders in portable emergency defibrillators.	携帯型緊急除細動器に使われるはんだに含まれる鉛	
18	Lead in solders of high performance infrared imaging modules to detect in the range 8-14 μm.	8-14 μm帯を検出する高性能赤外線画像モジュールに使われるはんだに含まれる鉛	
19	Lead in Liquid crystal on silicon (LCoS) displays.	LCoS(反射型液晶表示パネル)ディスプレイに含まれる鉛	
20	Cadmium in X-ray measurement filters.	X線測定フィルタに含まれるカドミウム	
21	Cadmium in phosphor coatings in image intensifiers for X-ray images until 31 December 2019 and in spare parts for X-ray systems placed on the EU market before 1 January 2020.	(1) X線画像用イメージングシニアファイア中の蛍光コーティング中に含まれるカドミウム (2) 2020年1月1日以前にEU市場に上市されたX線システム用スペアパーツ中に含まれるカドミウム	(無効)
22	Lead acetate marker for use in stereotactic head frames for use with CT and MRI and in positioning systems for gamma beam and particle therapy equipment. Expires on 30 June 2021.	CTおよびMRI用の定位ヘッドフレーム、およびガンマ線および粒子線治療装置のための位置決め装置に用いられる酢酸鉛マーカー	2021年6月30日まで
23	Lead as an alloying element for bearings and wear surfaces in medical equipment exposed to ionising radiation. Expires on 30 June 2021.	電離放射線にさらされる医療機器のベアリングおよび摩耗表面のための合金要素としての鉛	2021年6月30日まで
24	Lead enabling vacuum tight connections between aluminium and steel in X-ray image intensifiers. Expires on 31 December 2019.	X線イメージングシニアファイア中のアルミニウムと鉄の間の真空気密接続を可能にする鉛	(無効)
25	Lead in the surface coatings of pin connector systems requiring nonmagnetic connectors which are used durably at a temperature below 20 °C under normal operating and storage conditions. Expires on 30 June 2021.	通常動作および貯蔵状態でマイナス20°C以下の温度で永続的に使用されている非磁性コネクタを必要とするピンコネクタシステムの表面コーティングに含まれる鉛	2021年6月30日まで
26	Lead in the following applications that are used durably at a temperature below -20 °C under normal operating and storage conditions: (a) solders on printed circuit boards; (b) termination coatings of electrical and electronic components and coatings of printed circuit boards; (c) solders for connecting wires and cables; (d) solders connecting transducers and sensors. Lead in solders of electrical connections to temperature measurement sensors in devices which are designed to be used periodically at temperatures below -150 °C. These exemptions expire on 30 June 2021.	通常動作および貯蔵状態でマイナス20°C未満の温度で永続的に使用される以下に含まれている鉛: (a) プリント配線基板上のはんだ、 (b) 電気・電子部品の末端のコーティングおよびプリント配線基板的コーティング、 (c) ワイヤおよびケーブルを接続するためのはんだ、 (d) トランスデューサおよびセンサを接続するはんだ マイナス150°C未満の温度で定期的に使用されるように設計されている装置の温度測定センサーへの電気接続に含まれる鉛。	2021年6月30日まで
27	Lead in - solders, - termination coatings of electrical and electronic components and printed circuit boards, - connections of electrical wires, shields and enclosed connectors, which are used in (a) magnetic fields within the sphere of 1 m radius around the isocentre of the magnet in medical magnetic resonance imaging equipment, including patient monitors designed to be used within this sphere, or (b) magnetic fields within 1 m distance from the external surfaces of cyclotron magnets, magnets for beam transport and beam direction control applied for particle therapy. Expires on 30 June 2020.	(a) この範囲内で使用されるように設計された患者の監視装置を含む医療用磁気共鳴画像装置(MRI)中の磁石のアイソセントラ周囲の半径1m圏内の磁場、または (b) 粒子線治療のために適用されるサイクロトロン磁石、ビーム輸送およびビームの方向制御のための磁石から距離1mの範囲内の磁場 の中で使用されている以下に含まれている鉛 - はんだ、 - 電気・電子部品およびプリント配線基板的末端のコーティング、 - 電線、シールドおよび封入されたコネクタの接続部分	2020年6月30日まで
28	Lead in solders for mounting cadmium telluride and cadmium zinc telluride digital array detectors to printed circuit boards. Expires on 31 December 2017.	テルル化カドミウムおよびテルル化亜鉛カドミウムのデジタルアレイ検出器をプリント配線基板上に搭載させるためのはんだに含まれる鉛	(無効)
29	Lead in alloys, as a superconductor or thermal conductor, used in cryo-cooler cold heads and/or in cryo-cooled cold probes and/or in cryo-cooled equipotential bonding systems, in medical devices (category 8) and/or in industrial monitoring and control instruments. Expires on 30 June 2021.	医療機器(カテゴリ8)及び/または産業用監視制御機器のクライオクーラーの冷却ヘッド及び/またはクライオクーラーで冷却された低温プローブ及び/またはクライオクーラーで冷却された等電位ボンディングシステム中で使用される超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛	2021年6月30日まで
30	Hexavalent chromium in alkali dispensers used to create photocathodes in X-ray image intensifiers until 31 December 2019 and in spare parts for X-ray systems placed on the EU market before 1 January 2020.	(1) X線イメージングシニアファイアにおいて電子銃を作るために用いられるアルカリディスベンサに含まれる六価クロム (2) 2020年1月1日以前にEU市場に上市されるX線システム用スペアパーツに含まれる六価クロム	(無効)
31a	Lead, cadmium, hexavalent chromium, and polybrominated diphenyl ethers (PBDE) in spare parts recovered from and used for the repair or refurbishment of medical devices, including in vitro diagnostic medical devices, or electron microscopes and their accessories, provided that the reuse takes place in auditable closed-loop business-to-business return systems and that each reuse of parts is notified to the customer. Expires on: (a) 21 July 2021 for the use in medical devices other than in vitro diagnostic medical devices; (b) 21 July 2023 for the use in in vitro diagnostic medical devices; (c) 21 July 2024 for the use in electron microscopes and their accessories.	監視可能な閉ループのBtoB返却システムからの再利用が行われ、さらに各々の部品の再利用が消費者に通知される場合に限り、体外診断用医療機器および電子顕微鏡とそのアクセサリを含む医療機器の修理または改良のために回収されて、使われるスペアパーツに含まれる鉛、カドミウム、六価クロムとポリブロモジフェニールエーテル(PBDE)	(a) 体外診断用医療機器以外の医療機器への使用: 2021年7月21日まで (b) 体外診断用医療機器への使用: 2023年7月21日まで (c) 電子顕微鏡とそのアクセサリへの使用: 2024年7月21日まで

32	Lead in solders on printed circuit boards of detectors and data acquisition units for Positron Emission Tomographs which are integrated into Magnetic Resonance Imaging Equipment. Expires on 31 December 2019.	核磁気共鳴画像(MRI)機器に組込まれるポジトロン断層法(PET)用検出器およびデータ収集装置のプリント配線基板のはんだに含まれる鉛	(無効)
33	Lead in solders on populated printed circuit boards used in Directive 93/42/EEC class IIa and IIb mobile medical devices other than portable emergency defibrillators. Expires on 30 June 2016 for class IIa and on 31 December 2020 for class IIb.	携帯型緊急用除細動器を除く、指令93/42/EEC(医療機器指令)クラスIIa および IIbの携帯型医療機器に使用される部品実装済みプリント配線基板のはんだに含まれる鉛	(無効)
34	Lead as an activator in the fluorescent powder of discharge lamps when used for extracorporeal photopheresis lamps containing BSP (BaSi 2 O 9 Pb) phosphors. Expires on 22 July 2021.	BSP(BaSi2O9:Pb)蛍光体を含む体外循環光療法ランプに使用される場合の放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛	2021年7月22日まで
35	Mercury in cold cathode fluorescent lamps for back-lighting liquid crystal displays, not exceeding 5 mg per lamp, used in industrial monitoring and control instruments placed on the market before 22 July 2017. Expires on 21 July 2024.	2017年7月22日より前に上市された産業用の監視および制御機器で使用されるバックライティング液晶ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプの中の水銀であって、1ランプにつき5mgを超えないもの	2024年7月21日まで
36	Lead used in other than G-press compliant pin connector systems for industrial monitoring and control instruments. Expires on 31 December 2020. May be used after that date in spare parts for industrial monitoring and control instruments placed on the market before 1 January 2021.	産業用の監視および制御機器用のG-プレスに準拠したピン・コネクタシステム以外の中で使われる鉛	(無効)
37	Lead in platinumized platinum electrodes used for conductivity measurements where at least one of the following conditions applies: (a) wide-range measurements with a conductivity range covering more than 1 order of magnitude (e.g. range between 0.1 mS/m and 5 mS/m) in laboratory applications for unknown concentrations; (b) measurements of solutions where an accuracy of +/- 1 % of the sample range and where high corrosion resistance of the electrode are required for any of the following: (i) solutions with an acidity < pH 1; (ii) solutions with an alkalinity > pH 13; (iii) corrosive solutions containing halogen gas; (c) measurements of conductivities above 100 mS/m that must be performed with portable instruments. Expires on 31 December 2025.	伝導率測定のために使用される以下の条件の少なくとも1つが適用される白金めっき白金電極中の鉛: (a) 試験所の未知の濃度測定用アプリケーションとして1桁以上(例えば0.1mS/m~5mS/mレンジ)をカバーする伝導率が広範囲の測定用; (b) プラスマイナス1%の精度と電極の高耐蝕性が必要な以下の溶液の測定用: (i) pH1未満の酸性溶液 (ii) pH13超のアルカリ性溶液 (iii) ハロゲンガスを含む腐食性の溶液 (c) 携帯型計器で測定しなくてはならない100mS/m以上の伝導率測定用	2025年12月31日まで
38	Lead in solder in one interface of large area stacked die elements with more than 500 interconnects per interface which are used in X-ray detectors of computed tomography and X-ray systems. Expires on 31 December 2019. May be used after that date in spare parts for CT and X-ray systems placed on the market before 1 January 2020.	CTとX線装置のX線検出器で使用されるインターフェースにつき500以上を接続する広範囲の積層型素子の1つのインターフェースに含まれるはんだの鉛	(無効)
39	Lead in micro-channel plates (MCPs) used in equipment where at least one of the following properties is present: (a) a compact size of the detector for electrons or ions, where the space for the detector is limited to a maximum of 3 mm/MCP (detector thickness + space for installation of the MCP), a maximum of 6 mm in total, and an alternative design yielding more space for the detector is scientifically and technically impracticable; (b) a two-dimensional spatial resolution for detecting electrons or ions, where at least one of the following applies: (i) a response time shorter than 25 ns; (ii) a sample detection area larger than 149 mm2; (iii) a multiplication factor larger than 1.3 x 103. (c) a response time shorter than 5 ns for detecting electrons or ions; (d) a sample detection area larger than 314 mm2 for detecting electrons or ions; (e) a multiplication factor larger than 4.0 x 107. The exemption expires on the following dates: (a) 21 July 2021 for medical devices and monitoring and control instruments; (b) 21 July 2023 for in-vitro diagnostic medical devices; (c) 21 July 2024 for industrial monitoring and control instruments.	以下の特性の少なくとも1つが存在する装置で使われるマイクロチャンネルプレート(MCPs)中の鉛: (a) 最高3mm/MCP(検出器の厚さ+MCP設置スペース)、全体で最高6mmを限度としたスペースの小さいサイズの電子またはイオン検出器ならびにより大きいスペースを必要とする代替設計でないと科学的に代替不可能な検出器 (b) 以下の少なくとも1つが適用される電子またはイオン検出用の二次元の空間分解能: (i) 25nsより短い応答時間 (ii) 149mm2より大きな検出領域 (iii) 1.3 x 103より大きい増倍率 (c) 電子またはイオン検出用の5nsより短い応答時間; (d) 電子またはイオン検出用の314mm2より大きな検出領域 (e) 4.0 x 107より大きい増倍率	以下の日付まで免除有効。 (a) 医療装置と監視および制御機器: 2021年7月21日 (b) 体外診断用医療機器: 2023年7月21日 (c) 産業用の監視および制御機器: 2024年7月21日
40	Lead in dielectric ceramic in capacitors for a rated voltage of less than 125 V AC or 250 V DC for industrial monitoring and control instruments. Expires on 31 December 2020. May be used after that date in spare parts for industrial monitoring and control instruments placed on the market before 1 January 2021.	産業用の監視および制御機器用の定格電圧AC125VまたはDC250Vより小さいコンデンサの中の誘電セラミックの鉛	(無効)
41	Lead as a thermal stabiliser in polyvinyl chloride (PVC) used as base material in amperometric, potentiometric and conductometric electrochemical sensors which are used in in-vitro diagnostic medical devices for the analysis of blood and other body fluids and body gases. Expires on 31 March 2022.	血液、他の体液、体内ガス分析のために体外診断用医療機器で使われる電流、電位差、導電率の電気化学的センサ中の主成分素材として使われるポリ塩化ビニル(PVC)中のサーマルスタビライザとしての鉛	2022年3月31日まで
42	Mercury in electric rotating connectors used in intravascular ultrasound imaging systems capable of high operating frequency (> 50 MHz) modes of operation. Expires on 30 June 2019.	高周波(>50MHz)モードで運転可能な血管内超音波画像処理システムで使われる電気回転コネクタ中の水銀	2019年6月30日まで
43	Cadmium anodes in Hersch cells for oxygen sensors used in industrial monitoring and control instruments, where sensitivity below 10 ppm is required. Expires on 15 July 2023.	10ppm未満の感度が要求される産業用監視・制御機器で使用される酸素センサのためのエルシュセル(ハーシュセル)中のカドミウムアノード	2023年7月15日まで
44	Cadmium in radiation tolerant video camera tubes designed for cameras with a centre resolution greater than 450 TV lines which are used in environments with ionising radiation exposure exceeding 100 Gy/hour and a total dose in excess of 100kGy. Applies to category 9. Expires on 31 March 2027.	100Gy/hを超える電離放射線の曝露があり、かつ総量が100kGyを超える環境で使用される中央解像度が450TV line(訳注:アナログカメラにおける水平解像度、画面を左右に横断する直線の本数を解像度の基準とする。)より高いカメラ用に設計された耐放射線ビデオカメラ管の中のカドミウムカテゴリ9: 2027年3月31日に終了。	2027年3月31日まで